

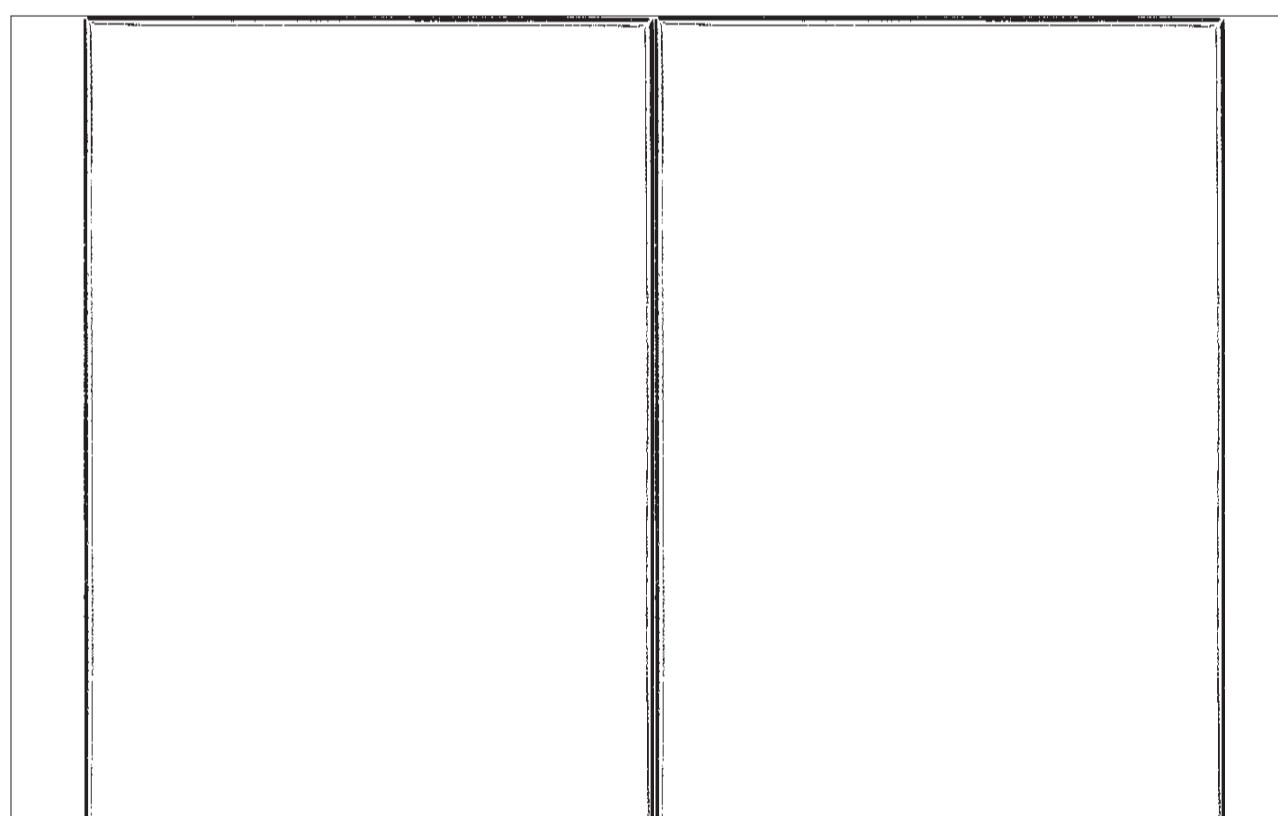
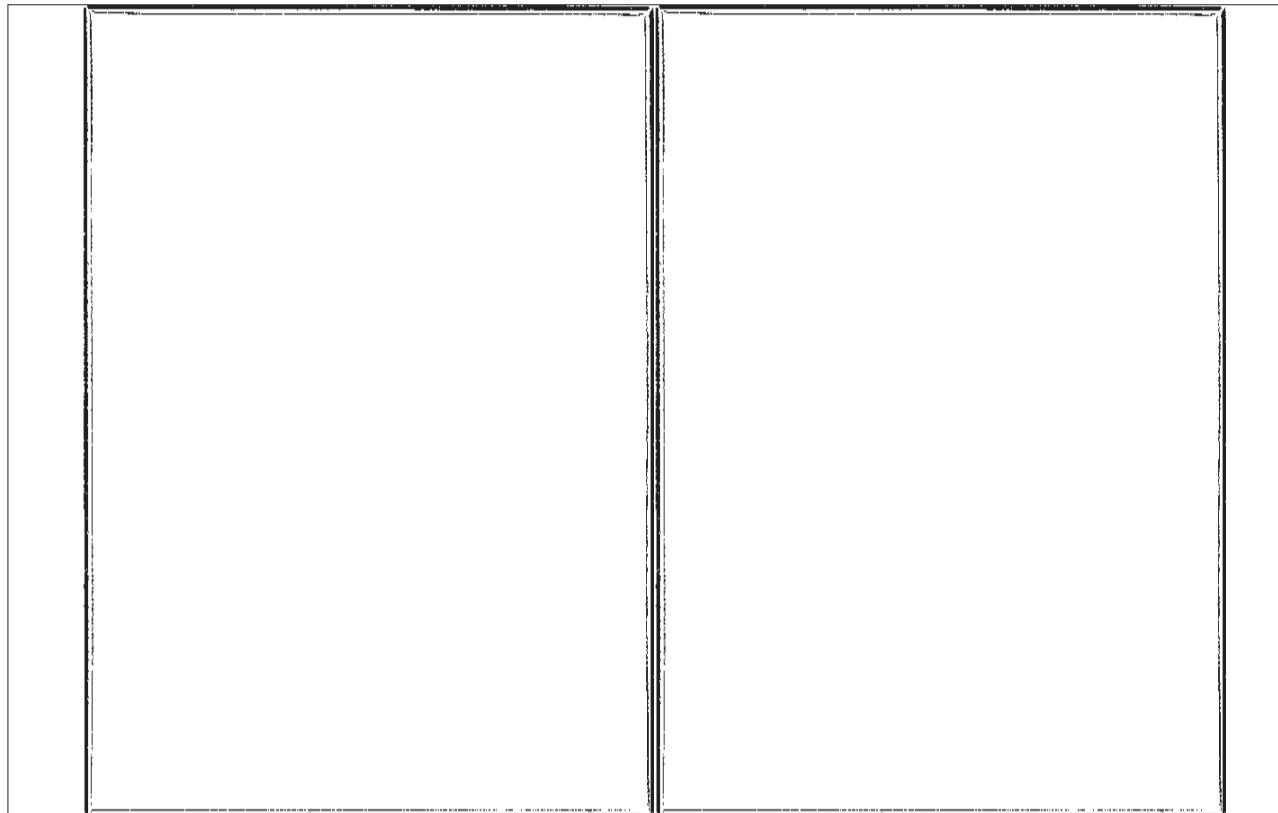
議事速記錄第五十九號

昭和十年第三十五次居留民會

臨時會議事速記錄

天津居留民團

● 昭和十年第三十五次居留民會臨時會議事速記錄

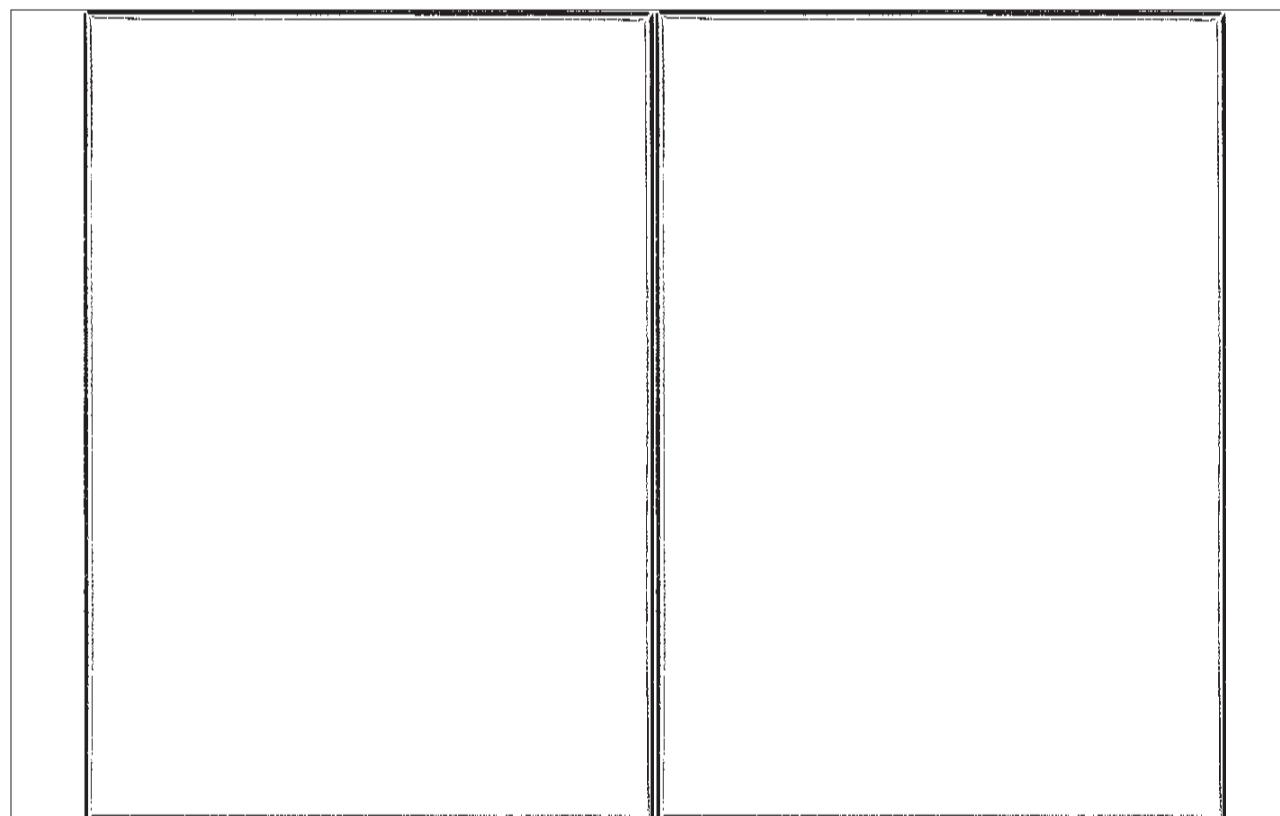
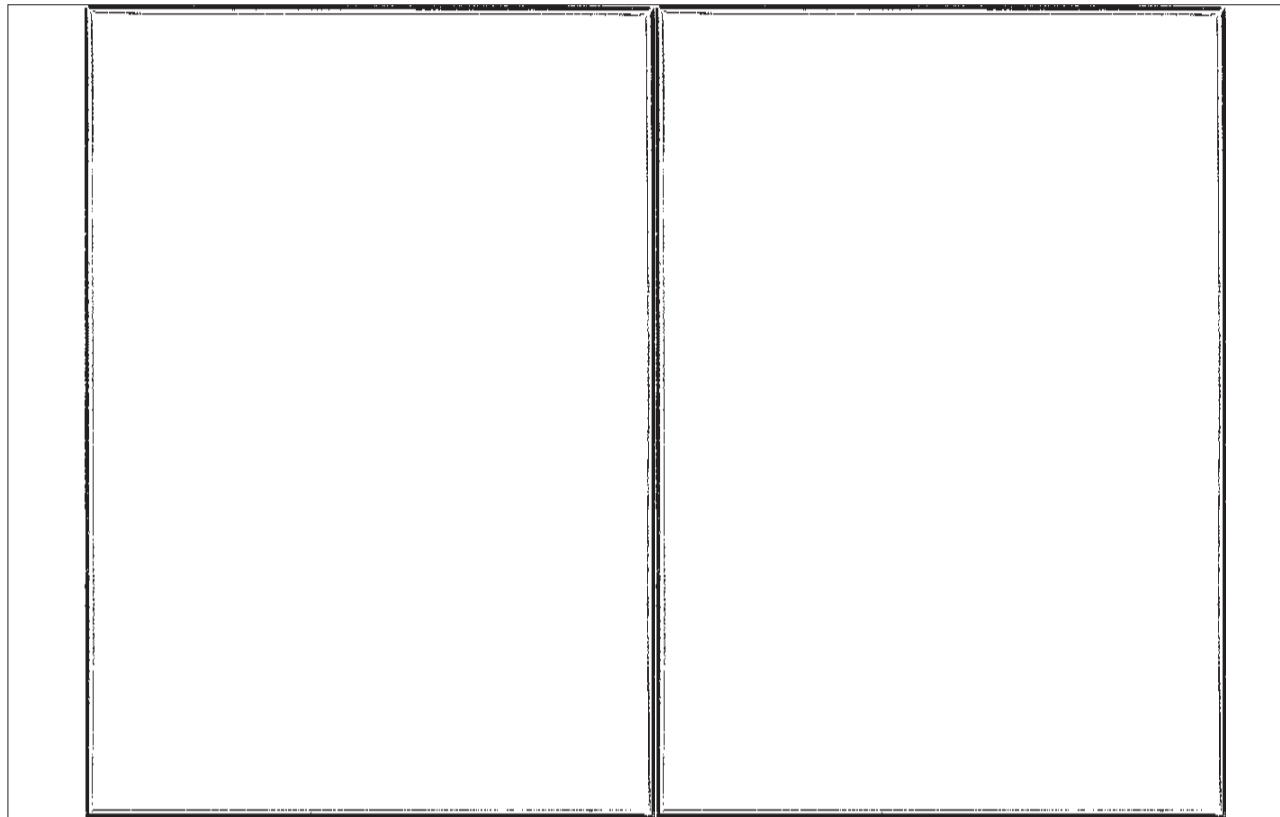


(1)

議事錄目次

- 一、前民會諸希望事項ニ關スル事務報告
- 二、對天津濟安自來水公司契約更新ノ件
- 三、民團名譽職表彰規程案
- 四、民團名譽職表彰ニ關スル件（建議案）
- 五、昭和十年度居留民團歲入出追加豫算案
- 六、昭和十年度居留民團歲入出豫算更正案
- 七、埠頭規則中改正ノ件

五八 七四 三四 二八〇 三頁。



昭和十年第三十五次居留民會臨時會議事速記錄

昭和十年九月二十五日 於公會堂

議事日程

- 第一、對天津濟安自來水公司契約更新ノ件
- 第二、民團名譽職表彰ニ關スル件（建議案）
- 第三、民團名譽職表彰ニ關スル件（建議案）
- 第四、昭和十年度居留民團歲入追加豫算案
- 第五、昭和十年度居留民團歲入出豫算更正案
- 第六、埠頭規則中改正ノ件

出席議員（二十七名）

張世萬 森川照太 岡本久雄 大内専

佐々木清一 橋本穣太 菊地新一

小林成夫 三角武雄 桑原興惣八

八木忠良 鍛治靜一郎 小澤昇

遠山猛雄 松本京作 収尚一

木下秀良 田村俊次 上田茂

原田萬造 鹿田多三郎 清水幸三郎

眞藤栄生 鮎澤省助

清水幸三郎 墓谷信治

金山作次郎 鍛治靜一郎

出席參事會員（七名）

○會長 森川照太

據谷信治 岡本久雄 三角武雄

清水幸三郎 鍛治靜一郎

○午後七時三十分開會

○議長（遠山猛雄君）着席

只今出席議員二十三名、法定の数に達して居りますから之より開會致します、恒例に依りまじて監督官の招集の辭がござりますから暫く御清聴を願ひます

○岸領事登壇（拍手）

（4）（8）

本日は總領事が已むを得ない差支へがございまして出席出来ませんので私が代理として一言御挨拶申上げます。先般水道會社に對する契約更新、夫から豫算の更正及び追加豫算等に就て臨時民會を開いて皆さんにお詫びしたいといふ御希望が參事會長の方から御申出であります。監督官に於きましても右は急速に議事を要すべきものと認めまして、臨時民會の開催を必要とされまして第三十五次の民會を召集せられました次第でございます。本日上程されます議案に對しましては居留民會全体の福祉を念とせられまして充分且つ慎重に御審議ある事を希望致します。時局柄各位に於きましても非常に御多忙であるにも拘らず今夕御召集下さいました事に對して厚く御禮申上げます、之を以て開會の御挨拶と致します。（拍手）

○議長（遠山猛雄君）

直ちに議事に入ります、お手許に配布してあります書類の通り、第一、報告

一、前民會諸希望ニ關スル事務報告

參事會長より報告があります。

○參事會長（森川照太君）登壇

此の前の通常民會で議員諸君より色々の御希望やお尋ねがございましたのを大部分記録して置きましたから夫に依りまして、今日迄の夫に對する研究の結果なり仕事をした事等を御報告し

たいと思ふのであります、其内の水道の水源の問題や夫から橋立街の唧筒所の問題の方は何れも今夕提出してあります豫算に關係がありますから、夫に對する討議は成るべくそつちの方へ譲つて頂きたいと思ひます！御希望なり御質問も――其の方が議事の進行上都合がよくな

かと思ひますから豫めお断り致して置きます

報告の第一は田村さんから御註文のありました水道開業といふ事を基調として日本租界の水を殊に開口の方面を試験せよといふ御希望と、軍の河水濾過装置を研究して見よといふお話をありましたので夫に對する研究であります。日本租界の井戸の水質は從来もヨイノト試験をして居つたのであります。最近にも技師が理事や副會長立會の上で試験されたのですが、開口の井戸ニツバカリが岬になつてゐまして――管が入つて居る丈けですが――近來夫を閉鎖して使はないので人の家の井戸で汲み上げるやうにして貰ふ事が出来ないので、甚だ殘念でした。が二箇所いかない、他の二箇所やりました、從來の試験の結果が六、七箇所あります、さういふ検査成績に依つて見ますとクロールの含有量と過マンガン酸カリ消費量といふのが標準規格より概して多くござります、さうして現在の水道會社の水に較べて見てても可成り多い、そこでどうも大體に於て飲料水としての水源とするに足るものと認められないやうです、且つ假に水質が相當に佳良だといふ事でも果して水量が充分であるや否やといふ事も充分に検定出来ま

せん、斯ういふ事が考へられる一方に水道會社との契約が期限が迫つて来て、前契約を更新するかどうかといふ時期が迫つて参りましたので、夫の間に解決実施といふ事は到底出来ない状態になつたのであります、ところが一詳しい事は水道の場合に申上げますが一會社側は水道料金の値上げを要求していろんな條件を提出して來ましたので前契約通りにするには骨が折れました。併し餘り短ければ廉いものぢや承知しないのですから結局十年間の契約をする事にしまして、今夕御相談をするやうな運びになつたのであります、併し乍ら十年間の契約をして置きましても、此の前に水道會社の契約を止めるやうな機會があつたさうですが苛酷な條件は向ふも言はなかつたさうでありますから、萬一井戸を壊つて水源があり水道爾後とする事の可能性の有利な事が認められました時は多少不利はあるかも知れませんが出来るだらうと思つて居ります、此の未定事實をもつて水道會社との契約をしないといふ譯にもいかない破目に陥つて今夕御相談するのでございますが、此の前の民會の際お話したやうに佛蘭西租界で二千尺の井戸を試験的に壊つてみるといふお話をありましたので、其後の成績事情を聞き合せて見ましたところが、現在佛蘭西租界に二千尺の井戸を堀るといふ案は、レースコース・ロードに佛蘭西人の坊主の經營してゐる博物館がありますが、彼處に二人の駿學な僧侶があつて二人共非常な學者ださうでありますかが其の一人が殊に地質學に造詣の深い人で、其の人が理論的結論として二千呎掘れば噴き出す井戸の水が出る筈だといふ意見を持つてゐるさうであります、英租界に千尺の井戸がありますがこれは唧筒で汲み上げなければならぬのですが、其の人の意見に依れば噴き出す井戸水が得られて唧筒で汲み上げなくてよい、水质も良いといふので佛蘭西租界の參事會は非常に力を入れまして、五萬弗支出をして試掘をしてみやう夫が良く、けば本式に大きい管を入れて水源とする井戸にし、不可なれば五萬弗損をしやうといふので佛蘭西租界の理事は三回も上海に出張して優秀な井戸掘りを物色して、アドレーといふ人を雇ひ入れて試掘に従事させてゐるさうです、佛蘭西租界の理事は肺か何か病氣がありまして病氣賜歸を得て旅に出て居るさうですが、何でも名醫の診斷を受けて之も近々歸つて來るさうですし、今折角試掘中でさう長くはかゝらない——今六時管を埋めてゐるのださうで——夫の結果が良かつたら佛蘭西租界は或は大規模の井戸にして水源にするやうな事にするのでせう、何れにしましても其の結果がまだ判らないであります。夫から軍の河水濾過装置の事は餘る公表を好まれないといふお話をあつましたが、要するにあの過濾装置は未だ研究の餘地もあり、平時一般の需要に充てる水の水源にする程度にはないといふのは事實でありますから、之を以て水源に充てるといふ事は多分出來ないと思ひます、以上が田村君の御希望に對するお答へてあります。

(6) (5)

夫から第二に之も田村君の御希望ですが、橋立街の唧筒所移轉を財政の許す限りやつて欲しいといふ御希望がありまして、偶々御希望通りになりまして本日上程致して居ります、之に就きましては豫算の時に申上げたいと思ひます。
夫から古田君から日本租界の消防唧筒と外國租界の唧筒との優劣を、能力の比較をしてくれた事でしたか、尾崎技手から説明して頂きたいと思ひますが、古田君が未だお見えになつて居りませんから一ぢや尾崎技手、後で簡略にお話なすつて下さい。
夫から之も最初の御希望は田村君でしたが、御下賜金の使途を慈善事業に限定しないでもつと範圍を廣めて他の事に使ひてやうに其の節へ願ひ出て交渉してみろ斯う云ふ際で出来ると思ふといふお考へて私が其中に上京する筈でしたから外務省にお願ひしてみるといふ事をお約束したのであります、夫て其の時にお尋ねしました處が之は非常に使途が限られて居ります、御趣意が——外務省の茲に示告がありますが。

昭和九年在外邦人經營社會事業團體に對する下賜金

畏キ遼リニ於テハ本年四月二十九日天長節ノ佳辰ヲシ海外ニ於ケル邦人經營ノ各種社會事業團體ニ對シ事業御補助ノ畏キ思召シヲ以テ御内帑金一封ヲ下賜アラセラレタリ右ハ母國ヲ離レ遠ク海外各地ノ開拓ニ從事シ不幸ニモ孤獨者トナリシ者、孤兒、失業者、疾病ニ罹ム團

昭和九年在外邦人經營社會事業團體に對する下賜金

畏キ遼リニ於テハ本年四月二十九日天長節ノ佳辰ヲシ海外ニ於ケル邦人經營ノ各種社會事業團體ニ對シ事業御補助ノ畏キ思召シヲ以テ御内帑金一封ヲ下賜アラセラレタリ右ハ母國ヲ離レ遠ク海外各地ノ開拓ニ從事シ不幸ニモ孤獨者トナリシ者、孤兒、失業者、疾病ニ罹ム團

窮者等ヲ御救恤ノ畏キ思召シニ出テタルモノニシテ其ノ光榮ニ浴セル團體ハ總計シ十七ニ及ヒ諸支方面ニ於テハ左記十六團體ヲ數フ

天津　社團法人同光會　天津居留民團

青島　青島救濟會　同仁會青島醫院

濟南　濟南居留民救濟會　同仁會濟南醫院

漢口　ハルビン、北平……

其他あります、大體こゝにもありますやうに「不幸ニモ孤獨者トナリシ者、孤兒、失業者、疾病ニ罹ム孤獨者等ヲ御救恤ノ畏キ思召シニ出テタセモノ」といふ事であります、此の際此の使ひ途に就て、武德殿といふ説は田村君と桑原君、大病院建設といふのが龜澤君、結核豫防施設、木下君といふやうに御説がございましたが、兎に角御下賜金使途の範圍を聽いた七でなければ決定が出来なかつたのであります、斯ういふ次第で社會救恤事業といふやうなものに限局されてゐる事が明かになり動かすことが出来ないといふ事ですから武德殿といふやうな事は一寸離かしいと思ひます、一般の大病院建設基金にも不可んかと思ひます、一番近いのは結核豫防施設といふものでないかと思はれるのであります使途を定める事も審査委員會を作る事も參事

(8) (7)

會に一任され居りますが、其の時申上げましたやうに二、三皆さんにお聽きして決定したいと思ひます事がありましたが、使途が限局されて居るので其の範囲に於て皆様にも御考慮願ひたいと思ひます。此の事業は五年で壹萬ドルと金額も限られて居りますが審査會を開いて審査した時に、さて急がないかと思ふがといふ御意見もありましたから尙お考へを願つて御趣旨に添ふやうに、折角の御下賜金でありますから使途を誤らないやうに有効に使用したいと思って居ります。

コンクリートの塵箱を整理せよといふ御希望がありましたが、之は弊社と協同しまして已むを得ざるもの、外は全部整理した筈であります。木下君は華人行路病者の應急手當の際助費が支那側が屍体を引き取らない爲めに長い時間其の儘にして置くもの何てすから、療病院に屍体室があるさうですから其處に持つて置いててもい、といふ院長の話でありますから、御希望に添ふやうに之も出来るだらうと思ひます。

田村君から歩道切込みを廢止するやうにと、ふ御希望がありましたが、新規のものは許さない方針を探つてゐるさうです、從來既に造られて居るものに對しては事情の許す限り傾斜をゆるくし幅を狭くして通行の邪魔にならないやうにして居るさうです。

夫から福島街の道路をもつと良くせよといふ桑原君の御注文がありましたが、之は實施しました。夫から宮島街の道路の一部ですが犬を飼を廣め道を良くせよといふ木下君の御注文は多少次の通常豫算に入る事になるだらうと思ひます、今設計研究中です、修道受けなら直ぐ計画出来ますが街幅を擴げる案がありまさら其の時に一緒にするといふ事で、多分次の豫算に入る事になるだらうと思ひます。

建議案の賛成者が五名では多過ぎるから三名にせよといふ御註文がありました、議員の数は減りましたが實際に於て五名の賛成者を得る事は大して困難にも思へませんから、其の儘に宜からうといふ事に參事會は決定しました。

民會の召集期日に就て期日の明示は要らないだらうといふ古田君の御意見であります。領事館の問題でもありますし、領事館も同じ御意見だと思いますが、今回の告示に期日を明示されて居りませんから古田君の御希望通りの結果になつて居ります。

夫から漏水調査の功勞に對して表彰をしてやれといふ菊地君の御希望がありました。一通りの調査が二、三ヶ月の中に完了するさうです、其の上にて參事會で決定しやうと參事會で決めまして一應済んだら夫て好いと私共よ考へて居りましたら、前に済んだ處が又悪くなつてゐる處があつて打切る譯ではないさうですが、一應済んだ處で御希望に添ふやうにしたいと思ひます。

り共益會に返す、金は共益會に代つて民團が受け取つて夫を共益會に返すといふ事にすれば單個條例がいらんが、患者運搬車を貸して料金を取るにも夫に對する條例がある、今後實費診療等がふえて療病院の收入が増せば増すだけ、條例にないものを収算面上上せるのは適當ぢやない、之はどうしても御改正にならなければいけないとひます、夫支け一寸……。

○參事會長（森川照太君）

藥價の事はお説の通りかも知りませんが、前回民會で會計吏員に研究をするやう希望があつて會計吏員に聞いてみたのですが、共益會の委託藥價診療費は法規制定上もう一邊研究してみます、同時に共益會の方に既に規定があるが民團がもう一ツ捨えるとすれば同じものを捨さえすればいいのですが、其の點もある、夫からお説のやうに遷共益會に返して何等かの名目の下に交際して貰ふといふ手綱きを探るなら、共益會に相談する必要もあります、御下賜金に對する説明は御警告が重要な趣意であつたと考へずに其の他の點も同じやうな重要性のあるものと考へて居つた譯ですが、目的が甚だ腹悶されましたから皆さんにも専考へ頂く方が慎重であるといふ考へから、御希望がありましたなら参考に伺ひたいといふでお話をした譯です、つまり一任されて居るのであらずん、運んでよい、やうなものでせうが、其の當時決めましたなら御相談するかも知れないと申上げて居る位で、出来るだけ慎重に扱ひたいので御報告も

し御研究も願つた譯であります、御諒承を願ひます。

○菊地新一君 先程會長から堀抜き井戸の水質の御報告がございましたが、只水質も悪い量も少いといふ御説明を受けしか聞きませんが、之に對して何が根據ある數字的説明をして頂きたいと思ふのであります、夫で其の堀抜き井戸を堀つた土地、現在汲んでる堀抜き井戸の水質、其の簡所は私が前春の民會の時に申上げましたが開口に二ヶ所程好い水質があるといふ事を申上げましたが、夫が今体んでゐるといふ事で試験が出来なかつたといふ事も伺ひましたが、其の堀り井戸で研究の試験表を知らして頂きたいと思ひます。

○參事會長（森川照太君）

日本租界の堀抜き井戸の現在の状態を試験致しませんでしたし、方々に幾つあるか知りませんけれども必要かないだらうと思つたのですが、多くのものが良いと云はれた井戸も變質して悪くなつて居りますし、現在飲料に堪えるやうな堀り井戸が日本租界にないだらうと思ひます、さうして開口の方にいゝのがあるだらうと思つたのは使はずに干さしてある、此の試験の表を一々読み上げてみても皆さん御迷惑だらうと思ひますから、貴下之を一々御覽なつて下さい。

○議長（遠山猛雄君）

他に事務報告に就て……

(14)

(15)

(16)

(15)

○菊地新一君 此の質問は一寸保留して置きますが、宜ろしうございますか。

○木下秀良君 先程屍體の一時收容に療病院の部屋を使はして頂くといふ事は甚だ結構であります、療病院は所謂傳染病患者を收容する處でありますから、其の屍體室も傳染病患者屍體室でありますから、其の部屋を貸して頂くとすれば傳染病患者屍體室に置かなければなりませんから、現在は嚴重に消毒して使ふ事も臨時の處置としているかも知れませんが、將來さういふ部屋を一々捨えて頂きたいといふ希望をもつて居ります、之は是非来年の预算に含んで頂きたいと思ひますが、——參事會員の方が代られてしまふと何でありますか、之は何か具体的に残して頂きたいと思ひます、當天津も大變内地から人が入り込んで色々な方面に今後發展すると思ひますが、矢張り将来犯罪者等にも屍體解剖をしなければならないといふ場合もありますし、醫者の立場からも屍體解剖をしてみたい場合もあります、三年以前高瀬醫師が逝くなつた時には軍病院に頼んで屍體解剖した事があります、民團が屍體解剖室といふものも序と云へば悪い序でありますから、斯ういふ屍體室を拵えようといふ事になりました序に屍體室に隣り合せて屍體解剖室を拵えてはどうだらう、といふ事を門田君に話しましたら門田君も賛成して、咸る可く民團でやつて頂ければやつて欲しいといふ門田君の考へでありますから私も希望を申して置きます、屍體室は結局 行路病者が公園あたりで倒れてピタリとして居る現在非常に

重態であつて、國籍が露西亞人であるとか支那人であるとか之を收容仕事がないといふ時に、先程お話しした民團の救助費から金を出して病院で手當をするといふやうにしたい、と思ひます、或る時は支那人が公園でモヒを飲んで自殺を圖つた、どうも人道上見て居れんから警察側で「君の處で手當をして呉れ」と連れて來られたが手當を甲斐がなくて死んでしまつて、直きに警察側から通知をしても中々支那人の方から來て異れない、斯ういふ場合大病院はいゝが我々みたいな小病院は營業上困るので斯ういふお話を持ち出した譯であります、支那人には斯ういふ風習がありまして病院に入院させると死んでも屍體を自家へは擱ぎ込まんのです、病院で棺に入れて擱ぎ出す迄屍體は病院に置くので其の間病院は困るので、息を引き取つたら相當の料金を取つて民團が屍體室を貸してやる——賃料を取つて——さうしますと我々開業醫側も非常に便利でありますし、支那人も喜びと思ひます、佛蘭西租界にはさういふものがあるといふ事も聞いたので警察側調べて頂くやうに話してあります、其の報告は民團側にもいつて居ると思ひます、貨賃料を取つて屍體室を貸せば屍體室の管理をすべきボーリーの賃金位は出るものと思ひます、其の屍體室に次いで希望を述べたいと思ひますのは屍體運搬車であります、軍の病人運搬車であれば一寸屍體を運搬するのは非常に考へものと思ひます、屍體室が出来て各病院が利用するやうになつたら自動車か手押車みたいなものを備へつけて、夜でも夜中でも

當直の者が電話が掛かつたら直ぐ收容して頂く、傳染病屍體は別に傳染病屍體室を掛ける、さうして屍體室に續いて屍體解剖室を掛ける、隣り合せて一寸したお通夜の出来る部屋を造る、屍體運搬車を作つて頂く、現在の療院の屍體室を使はしてやるといふ報告がありましたが、もつと完全にしたい爲めに、今度の豫算の方でみますと金が餘つて居ります、之だけするのに何萬といふ金が掛かるものでもなし、來年の豫算には含んで頂きたい、夫丈け希望して置きます。

○參事會長（森川照太君）

來年の豫算をお引き受けします事は出来ませんが、我々の時代にも十分に研究を進めて民團全

部の豫算の上から輕重大小を比較考慮して決定してみたいと思ひます、出来るならば斯ういふ

御希望に添ふやうに致します。

○菊地新一君 今森川さんから拜借致しました試験成績表を拜見致しました、検査の時日が古いのもあるし新しいのもあります、併し會長の仰るやうに悪いとも思はれません、内地の規格と天津の標準規格を一緒にみると余程考へものだらうと思ひます、溝鐵の規格表が出て居るのにはクロールが溝洲では一立に對して百延まで含有しても宜しいといふやうに見て居ります、溝洲の標準規格が此の地に適當であるだらうと思ひますが御参考迄に申上げます、堀

(17)

(18)

抜き井戸の水量が減じ質も變じたといふお話でしたが、どの位の割合に變質し量は減少して居りますか、夫を一寸伺ひたいのでござります。

○山本技師 調べた事はござりますが記憶して居りません、例へば租界外等は掘つて居りますし……。

○菊地新一君 租界外に一時間にどの位のガロンがありますか？

○參事會長（森川照太君） 空で覺えて居られないと思ひます、其處の井戸等は使へないのでですね。

○菊地新一君 學問的に調べて見る必要があると思ひます。

○參事會長（森川照太君） 必要があればやりますが強いて學問上の検査迄しないでも、鹹からければ鹽が多い事は化學試驗を俟たないでも私は明かだと思ひます、泥水で濁つて居るのが飲料にならないのは常識判断で至極明瞭であります、假に水質が佳良といふ事が定まつても水量が果して充分であるかどうかは容易に斷定が出來ない、此の點は田村君もお認めになつて居りますが、水質が良くても時期の問題もありますから日本租界の水を學問的にいへば丁度アラウン式の井戸にない、もう一つ試験を進めて——金が掛かりますから條件次第で——試験をしてくれる人が居りますが、

まだ決定して居ない狀態ですから試験をぜひしろと仰有れば、一々の井戸の現在の状況を學問的にト－民會の諸君が御決議を以て——試験しろと仰有ればしても宜しうございます。

○菊池新一君 學問的に調べろといふ事を申上げます、どうせ水は悪いと決めず積極的に、將來民團が水道開營、水源池開營といふ事になりますと水量は非常に關係があるのですから、面倒だとお思ひにならないでお調べを願ひたいと思ひます。

○田村俊次君 此の水道の問題ですが、今私が徹底的にと云つたのは從來——自分等の責任もありますけれども——相當金を使って池水に就ての研究はしたのですが、化學的の検査はしてないといふ事は、何尺掘れば必ず良い水が出る、二千尺掘れば噴水するといふのも學問的の検査であるが、二千尺掘れば噴水する千尺掘れば噴水するといふのを専門的に、學問的に深い處から出た水質ももう一步進んで試験をして、水源の開營といふ事を決定しなればいけないと思ひます、私が徹底的に之から將來調査研究をして欲しいといふ事を云つたのを會長は、學問的の調査は必要ないと仰有りました、斯ういふ參事會には私の希望は通らないかと思ひますが、問題は永久の問題でありますからどうか今日も水道開營に就て您々の希望を以て御考慮あらん事を重ねて希望して置きます。

○參事會長（森川照太君）

御希望の点は參事會に詰つてみます。

○議長（遠山猛雄君） 大抵報告に就ての御質問も盡きたやうに見受けますから、大體に於て森川參事會長の報告は御諒解を得たものと見まして、直ちに議事日程に入りたいと思ひます。

議事日程第一、對天津濟安自來水公司契約更新ノ件

之を議題と致します、會長から御説明があります。

○參事會長（森川照太君）

之は別に大して御説明申上げる事もありませんが、此の前の件は民會に詰らずに更新して居りまして、民團の法規の解釋の仕様に依つては參事會の手で決定出来るやうに見受けられます、私共は皆さんにお詰りして決定する方が適當な處置と信じまして茲に提案した次第であります。此の度の契約をしますに私は病氣をしたり旅行を致して居りまして、實は余り衝に當つて居ませんので甚だ申譯がありませんが、私の同僚は多分に骨を折つた譯であります。水道會社側も從來四十仙の料金を四十八仙にして呉れ、夫から契約満期後繼續をせざる時は二ヶ月前に意志を表示しろ、他に給水許可方針を探るなどいふやうな條件を提出して來たのであります、料金値上げの理由は二十年前も今も同じでは困る、材料費並費用が増加した、さうして向ふ側は

(22) (21)

生産費増加の数字を示しても參りましめた、電力料が四十パーセント上つて居る、俸給の他の五十分の一セント上つて居る、殺菌剤、オイル等の關稅が高くなつた、之は經濟ばかりの理由でなく政治的理由があると申しますのは、度々ストライキがありましたが之は支那側が回収しやうが爲めに突ついた形跡があります。其の解決を圖る爲めに賃金を確上げしたりして経費を増すやうになつたといふのは事實と認めない譯にはいかないと思ひます、可成り打撃があつたと思ひます、夫で八仙上げて呉れなければ困るといふのであります、小栗理事及び吏員も數十回往復交渉を重ねまして、相互の關係が三十年に亘んとし、水代の總てに付て補償もして水管敷設の經費も負擔してゐるし、將來も日本租界に使用水量が増加するのだし、不景氣で困難な事情は判つて居るだらうし從つて今値上げするといふやうな事は甚だ仕難い、といふやうな事で交渉を重ねて此方からも對案を出しまして、結局從來通りに落ち着きました、變つた點は向ふは第四條と第七條とを削除するのを希望したのを承知しないで、第九條と第十條とを承知したのです、九條は水管若くは計水器が破損した時會社で修繕するといふ項ですが、之も此方でするやうには材料も良くないから寧ろ削除した方がいい、といふので承知して、十條は不要になる事ですから自然取つて貰つて、夫が變つた點であります、四條、七條を此の通り置く事になりました結果事實に於て大した變りはなく斯ういふ案に落ち着いた次第であります。

局吏員及び私の同僚は先刻申上るやうに骨を折つて此の結果に至つた事を御承知下すつて御賛同願へば、直ちに公司と正式契約を取り結ぶ運びになると思ひます。

新聞記者さんにお願ひして置きましたが、四十仙といふ條件を新聞に書かないやうにして呉れといふ會社の希望ですから、お互に契約を締結する事になつたといふ事にして四十仙といふ料金は成る可く表にしないやうにして欲しい、といふ事で此方も承知して置きました、其の積りで書いて頂きたいのであります。

○田村俊次君 此の契約案といふものは會長のお話通り從來は民團にかけないで行政委員會で更新していくのですが、今後之をお請りになる事は非常に結構な事と思ひます、交渉の衝に當つた人に伺ひたいのですが、契約の中には表はれて居りませんが、契約期間中に於て半分を井戸の水から取つて半分を水道でやるといふ場合が起つたとする、さうすると水道會社から買ふ水量が減る譯であつて、契約には抵觸しないやうに思ひますが、他租界には賣る事が出来ないが此の租界内で池水を取つて交渉する場合はどうなりますか。

○參事會副會長（鹽谷信治君） 私から申上げますが、さういふやうな事はちつとも疑に上らなかつたのであります、今の貴下の仰有る事は此の條項の中には、日本租界が布設して居る鐵管を通じて日本租界内に行渉する水

(24) (24)

の事になつて居りますから、井戸の方の水を別の鐵管で通さなければならない事も起ると思ひますが、今之の鐵管を通していふ事はどうかと思ひます、之は悪い想像ですが、此の契約を結ぶ時には貴下の御賛同の點は一向……。

○田村俊次君 之は御注意迄に云つとくのですが、すつと前私が會長當時會社と契約を解除しやうといふ交渉を開いた事があります、其の時會長からお話をあつたやうに、全部之れ丈水を買つてくれなければ之丈の損害賠償を貰ひたいといふ事を向ふが申出てた、其の額は今日本租界に三ヶ年給水すべき設備をしてあるから其の設備の費用を累計して利益を夫に加へたものを損害賠償にして頂きたい、といふのが向ふの條件であります、ではお前の方は半分買つて井戸の方で半分補ふ場合はと聞きました、處、夫は已むを得ないから貰つた丈けの水の代を取りますといふ事を其の時の技術が云ひました、さういふ場合が起つた時には向ふが無條件であります、十ヶ年の契約は已むを得ないとして證文は變つて居りませんが、契約案に賛同する次第であります、夫丈けは一寸承知して置いて頂きました。

○參事會副會長（鹽谷信治君）

誠に結構な御注意であります、會長のお話も聞いて居りましたがさつき一口云はれた、プラウン以外に上海の方で日本人で井戸を掘つて居るものがあるさうで、地質を研究して北支一帯には六百尺掘るとさう鹽分はない筈だと云つて居るさうですが、夫丈け聞いて信ずる事は出来ませんが其の例は英租界にもあります、例が適當であります、さういふ場合になりました時に場合に依つてはさういふので掘らしてみて、さうして其の水を租界に賣るといふ様な事が此の契約をするにどうであつたかといふ話が出来ましたが、田村さんの話は我々が存じませんが何日頃の事か知りませんが、公式の交渉でなかつたかと思ひます、無論會長もさう思はれるであります、が私は主として交渉に當りました關係から特にさう思ひます、貴下の御注意の通り會長は之から先やられると思ひますが、私は其の話は民團の記録になかつたやうに思ひます、公式のものでなかつたと思ひます。

○田村俊次君 公式であったかないか覺えませんが、水源開闢をするには會社の契約が三年残つて居るのでから契約期間内に契約を解消したい、といふ事を民團の公文で向ふに出してあつちからちやんと此の理由を説明したものを交附して來、又責任者が民團に來て話をしたのですから書類の無い事はない筈ですが、内交渉と云つても別にプライベートで話した譯ではない、其の往復文書はきつとありますよ。

○參事會長（森川照太君）

ありませうが夫て以て調べて効力もあるとは思へませんが参考にはなります、此の條例でみま

すと第一條に「且民團は一九三五年十月一日より十箇年間民團ノ布設シ所有スル水道鐵管ヲ通シテ民團カ日本租界内居住消費者ニ給水スル水量全部ヲ公司ヨリ購買スルコトヲ約ス」こうあるのですから民團の布設し所有しないものなら何處から買つても辦つてもいいのですから、だから假に水道が出来るといふ事が決まつたら、鐵管又別の會社に掘らして夫を通せば供給する事が出来るのです、日本租界にもう一つ鐵管を敷けばいいのです。

○田村俊次君 夫は民團が許さなかつたら水道會社は構はない。

○參事會長（森川照太君）

此の條例でみれば實行出来る、民團は知らん面して居ればいい……。

○田村俊次君 民團自身條例で許さない、民間で井戸を掘る事も許さない、民團がやるなら無論出来る、又知らん顔して居れば無論出来る。

○參事會長（森川照太君）

水が出来て水質も良い水量が十分ある、使はうちやないかといふ時になつて、水道會社が過度の要求を出して此方の話に應しないといふ時は、民團は此の條例に依つてのみ行動すれば好いので、民團の所有しないパイプを通してなら構はないから新しく埋めるのです、さうして外に會社でも作れば或る期間會社にして置いて契約解除後民團直營にすればいいのです。

○參事會長（森川照太君）

○田村俊次君 間にパイプを布設する費用が損害賠償以上になります。

○參事會長（森川照太君）

後に使へるものでしょよから……。

○議長（遠山猛雄君）

別に異議ございませんね、「可決確定」と呼ぶものあり 御異議がないものと認めまして、夫

では議案第二、民團名譽職表彰規程案。

○牧 尚一君 之は可決ですか、一寸聞きたい事がありますが。

○議長（遠山猛雄君）

再三念を押したのですがね、御異議ありませんかと聞きまして可決確定にしたのですが、ぶり返しは困ります、聞きたい事があるのですか。

○牧 尚一君 注意するだけだから、でせう。第六條に支拂銀の質とか何とか指定になつてゐるのですが、特に「一九三三年三月八日中國國民政府ヨリ公布サレタル銀本位」云々と記載されて居りますが差支へないので、どうせ行政委員會に任してあるのですから構ひませんけれども。

○參事會長（森川照太君）

(25)

(26)

何でも外國人の契約には此の文句が入つて居るので、其の例に倣つてやつたといふのですが。○田村俊次君 十年後の事ですから余り縛られる事をやつて置くやうな事は面白くないと思ひます、第二條には「中國銀弗」とあります、之は從來なかつた契約で外國人が勝手にしたのでせう。

○牧 尚一君 第二條に「中國銀弗」とあるのですから此方も變ても「中國銀弗」と簡単にやつても差支へないと思ひますが。

○參事會長（森川照太君）

「一九三三年三月八日中國國民政府ヨリ公布サレタル銀本位」支那政府が崩れてもして各省にてもいろんな銀貨でも使ふやうになつた時、此の分で吳れといふのでせう、又滿洲の貨幣を持つて来て拂つて貰つては困るといふのではないでせうか、「國民政府」と云ひますが普通使つて居る紙幣で拂つて文句言はないのですからいい、と思ひますが。

○牧 尚一君 十年後拘束される場合を考えないと思いますが、特に斯う約定規の解釋はないかも知れないが、簡単に判つて居るのですから夫だけに、「中國銀弗」では如何でせうか、參事會で御解釋下さるのですから研究して下すつて「一九三三年……」云々の文句をお取りになつて御更正下さつたら……。

○參事會長（森川照太君）

後でよく調べてみまして差支へなかつたら斯うします、差支へがあるやうでしたら訂正致します。

○議長（遠山猛雄君）

重ねて申上げます。

第二、民團名譽職表彰規程案

を議題と致します、御説明願ひます。

○參事會長（森川照太君）

前回の參事會で可決になりました本件に就きまして、其の後參事會で研究しましたところ、上海、濟南、青島、漢口各地の民團に斯ういふ規程がないのですから、日本内地の各所にはあるやうであります、勿論ございませうが、一、支那に於ける民團には他に例がないのであります、参考にするものがなくて、問ひ合せたら却つて向ふから出來たら内容を報せて呉れと云つて依頼を受けた次第であります、天津居留民團名譽職の表彰といふ事に就て支那に於ける他の民團の先鞭をつけた、といふ光榮を荷つたといふ事になつたのであります、そこで段々研究致しまして從來民團なるものが議員其他の名譽職の人々が職責を盡した事に對して、

(27)

(28)

(29)

任期が満ちると知らん面ばかりりてしまふ事は作法としても不程當であるから、何等かの形式に於て感謝の意を表すべきであらうといふので、夫て此の第一條のやうに決めまして、任期満了或は辭職、死亡に際しては民團から感謝狀を差上げて之を表彰する、感謝狀兼表彰狀としまして、「感謝の意ヲ表シ茲ニ之ヲ表彰ス」と云へば表彰になるといふ事でありますから、感謝狀にしたのであります、之で禮に於て缺くる處がなくなるだらうといふのであります、第二條は殊に功績顯著なる者に對しても紙一枚で御免謹つてしまふ事はどうも詰らないといふやうな話で「相當ノ方法ヲ以テ之ヲ表彰スルコトヲ得」斯う定めたのであります、「殊ニ功績重大顯著」といふ文句があつたのですが、之は非常に功績顯著であつた人にといふ精神で設けたものですが、之を審査委員會を設けまして御一緒に研究したのであります、どうも參事會等は何分貢ふのが自分だし、審査委員會にお出になつた方も議員ですから貢ふ方には相違ありませんが、どうも甚だ之は相談し難い様な問題であります、夫から又第二條のやうな決定をするには誰が之を査定するかといふ、其の査定機關が甚だ問題になつたのです、國家ならば賞勵局といふ機關があつてやりますし、會社なら夫々人事課等といふものがありますから會社や銀行では方法がありませうが、民團ですと功績を審査する機關といふものは參事會でも甚だ迷惑だらうと思ふ、自分で自分に褒獎を出すやうな事が起るかも知れない、其處で躊躇した譯でありますのが結局審査委員會を設ける外ないだらうといふのですが、別に茲に建議案が桑原君から出で居りますが、再來年が民團三十周年であるから——此前も二十周年の時に斯ういふ話が出ましたが二十周年になつてから出たので遙お流れになりましたが——今度は前から調べて相當の方法でやる模様に運んだら三十周年に間に合ふだらうといふので、案は斯う猪えで置きました實行は三十周年を期してやるといふ様な話合ひが着いた譯であります、其處で此の案を提出した次第であります、そんな趣旨でありますから御質問を願ひます。

○田村俊次君 此の案をみると通常民會で桑原君から出したあの提案とは全然趣旨が違ふ、私は此の案を現參事會員が發案して茲に提議したと解釋するのです、此前桑原君が出した案には我々も賛成した一員ですが、あの時の提議の全文を一寸讀んで貢ひたい。

○村田書記（朗讀）

天津居留民團名譽職表彰ニ關スル建議案
スヘシ
但シ其表彰範圍並ニ方法ハ之ヲ參事會ニ任スルコト

(30)

事が起るかも知れない、其處で躊躇した譯でありますのが結局審査委員會を設ける外ないだらうといふのですが、別に茲に建議案が桑原君から出で居りますが、再來年が民團三十周年であるから——此前も二十周年の時に斯ういふ話が出ましたが二十周年になつてから出たので遙お流れになりましたが——今度は前から調べて相當の方法でやる模様に運んだら三十周年に間に合ふだらうといふので、案は斯う猪えで置きました實行は三十周年を期してやるといふ様な話合ひが着いた譯であります、其處で此の案を提出した次第であります、そんな趣旨でありますから御質問を願ひます。

○田村俊次君 此の案をみると通常民會で桑原君から出したあの提案とは全然趣旨が違ふ、私は此の案を現參事會員が發案して茲に提議したと解釋するのです、此前桑原君が出した案には我々も賛成した一員ですが、あの時の提議の全文を一寸讀んで貢ひたい。

○村田書記（朗讀）

天津居留民團名譽職表彰ニ關スル建議案
スヘシ
但シ其表彰範圍並ニ方法ハ之ヲ參事會ニ任スルコト

(31)

右 建 議 ズ
民團々政ノタメ多年名譽職トシテ盡サレタル人ニ對シ何等之ヲ表彰スルノ方法ナキハ遺憾ニテ日本各地ノ自治團體概々規程ヲ設ケ之ヲ表彰シ居レリ
當民團ニ於テモ何等カノ方法ニヨリ之ヲ實現スヘク本民會ニ於テ決議アラムコトヲ望ム

○田村俊次君 此の提議はそこにもある通り、多年民團の團政のため盡瘁して功績ある者、といふのが提案者の趣旨ではないか、私は此の意味に於て賛成したので、一任期以上其の職にあつたもので夫が在職中辭任しても民團から表彰する、名譽職員といふものは參事會長、同副會長その他云々と書いてある、今年から參事會員に名稱が變つたが其の前の名譽職員に對しては此の規程に依つて表彰しないといふ風に解釋しますが、兎に角此の案には私は無論賛成しない、前に提出した提案の意味と此の規程案と趣意が一致して居ない、此の點は參事會が新しく作ったものと解釋して審議してい、と思ひますがどうですか。

○參事會長（森川照太君）
第一條は「多年」といふ字がないのは建議案に背いて居りますが、先刻申上げました通り作法として感謝の意を表すべきものだらうといふので斯うしましたので、桑原氏も御賛成なすつたので提案の字句には背いて居りますが提案者の意志も此の點にあつたのであります、夫から御尤ものお説ですが私共では當然舊行政委員といふものを含んで居るといふ解釋なのです、從つて參事會長は舊行政委員會長、副會長は舊行政委員會副會長といふ事になります、あの名稱も二度か三度變つて居りますから民團創立以來の名稱を書き込んで置けば、貴下の仰有るやうな御見解が出て來ない譯ですが、私共は含んで居るつもりでやつて居ります、之に括弧でもして昔の名稱を入れても差支へございません。

○橋本磯太君 私は此の表彰の範圍が餘り廣きに失するに於ては表彰の意味を没却する感があると思ひます、茲に述べてある範圍は參事會長、同副會長、會計主任、參事會員、民會議長、同副議長、民會議員、會計検査委員、及一年以上繼續せる特別委員會委員といふのですから課金調査委員も夫でありまして、而かも此の任期は一任期以上といふ事になつて居りますが、之に依りますと表彰せられない者は少なくて總て表彰される事になりますが、表彰といふ意味でなくして其の職に在つたといふ事を證する證明書であつて表彰でないと云へるのであります、本案の表彰の範圍を狹めるとしてどういふ程度を縮小すれば好いかといふ事を考へて居りますのに本案の根本は民會議員であります、民會議員といふものは他から推舉されないで自發的に出

(32)

(33)

として感謝の意を表すべきものだらうといふので斯うしましたので、桑原氏も御賛成なすつたので提案の字句には背いて居りますが提案者の意志も此の點にあつたのであります、夫から御尤ものお説ですが私共では當然舊行政委員といふものを含んで居るといふ解釋なのです、從つて參事會長は舊行政委員會長、副會長は舊行政委員會副會長といふ事になります、あの名稱も二度か三度變つて居りますから民團創立以來の名稱を書き込んで置けば、貴下の仰有るやうな御見解が出て來ない譯ですが、私共は含んで居るつもりでやつて居ります、之に括弧でもして昔の名稱を入れても差支へございません。

○橋本磯太君 私は此の表彰の範圍が餘り廣きに失するに於ては表彰の意味を没却する感があると思ひます、茲に述べてある範圍は參事會長、同副會長、會計主任、參事會員、民會議長、同副議長、民會議員、會計検査委員、及一年以上繼續せる特別委員會委員といふのですから課金調査委員も夫でありまして、而かも此の任期は一任期以上といふ事になつて居りますが、之に依りますと表彰せられない者は少なくて總て表彰される事になりますが、表彰といふ意味でなくして其の職に在つたといふ事を證する證明書であつて表彰でないと云へるのであります、本案の根本は民會議員であります、民會議員といふものは他から推舉されないで自發的に出

る人が多いのであります、でありますから民議員の殆どが當選した場合に非常に喜んで居ります、或は本當に名譽職で出る人もありませうが、有権者に感謝の意を表せんければならんので嗚呼がましく表せられる事はないと思ひます、民議員の十中八九迄喜んで就任した譯でありますから、二期以上或は三年以上繼續した者には御苦勞であつたといふ事で表彰したら何うであるかと思ひますが、先程申しましたやうに規程通りにしますと、其の職に在つたといふ事を證明する書狀を出されたらどうかと思ひますが。

○田村俊次君 今森川君の御返事を伺ひますと、前の通常民會で出した提案に依つて之を出したといふのですが、提案に基づいて出した譯案は第二條にあるので、提案に基づいてやつたとすれば第二條の方法を立案して民會に出すべきだと思ひます、第三條第四條は全然衝しく參事會が挙えたものとしか考へられません、橋本君からお話をあつたやうですが民團の名譽職は皆望んでゐるもので、併し乍ら自治體の仕事でありますから居留民としては、若干の人に頼んで自治行政をやつて貢ふべく頼んだ居留民としては、長い間暇を缺いて盡力下まつて誠に有り難うございます、といふのは禮でもあり感謝狀を贈るのも至當だと思います、併し總花式の感謝狀では貢つた方でも嬉しくはありません——、お止めになる方がい、と思ひます、第二條にある「特ニ功績顯著ナル者」

貴下の云はれる重大功績があつた者に對しては、感謝狀をやられるのもい、と思ひますが、此の規程案は面白くないと思ひます。

○桑原與惣八君 只今田村さんから此のお話でございますが、其の備録に充てるといふ考慮をもちまして本日更に建議案を出して置きましたから、皆さんの可決の参考として建議案を一般に御覗讀願ひます、さうすれば大抵事が判るだらうと思ひます、田村さんが半分途中で止めてもといふ事は一任期しなければやらないのですから、二年で、途中半端で止めた者は最近はあります、「一任期以上其職ニ在リシ者」といふのですから一任期は二年でありますから、任期中に止める者はありません

○田村俊次君 「任期満了或ハ在職中辭任」といふ辭任はどうですか。

○桑原與惣八君 辭任といふのは例へば會社の社員の方が轉勤したとかいふやうな場合には、辭職するのは本旨でないから、今迄例があるさうですから茲に夫て「辭任」といふものを設けたのであります

○議長（遠山猛雄君） 一寸御注意しますがさういふ問題はお止めなすつて下さい、只今桑原議員から御注意でしたのが程になつてから建議案が私の手に通じましたので……、御注意通り一緒にした方がい、かと

事よりも、禮を以て名譽職を俟つや否やといふ事が本當だらうと思ひますから、表彰の有り難味の確打ちの方は第二として第一條はお認め願ひたいと思ひます、第二の方は感謝狀を贈るか

金銀杯を贈るか、品物を贈るか金を贈るか決めて、紙一枚の感謝狀でなく或は其の人に自由市民権を與へるといふ方法もあるだらうと思ひます、極めて重大な處置に關するのでありますから、其の證術及方法を決定するといふ事は審査委員會に一任して頂いて、民團の三十週年記念といふ機會に於て行ふといふ事にしまして、證術の結果適當の人がなければ差上げないかも知れない、夫は夫として内容實質の規程され居ないのはさう御承知下すつて之も御承認願ひたい第三條第四條は付ける必要があつて、斯ういふ規定を作らなければならないのですから、審査會及審査委員會で研究して付ける必要があつたのですから、初めと違ふか知れませんが規定とする以上は斯ういふ形になりますので、併せて之も御諒承願ひます

○議長（遠山猛雄君）
議事の進行に就てお詫びしたいと思ひます、先刻から拜聴致しますのに大體本件の趣旨に就て反対の御讃論はないやうに思ひます、多くの御意見は修正の御意見であるといふやうに拜聴致しますので、御意見ございませんければ一讀會を打切つて直ちに二讀會に移して、二讀會に於て修正をされるといふ方が議事の進行上都合が好いのであります、如何でございませうか御意見ございませんか、之を直ぐに二讀會に移します、逐條で行きたいと思ひます、若し修正の御意見がございますれば其の際に提出して頂きたいと思ひます。

第一條 本民團名譽職員ニシテ一任期以上其職ニ在リシ者ニハ其任期満了或ハ在職中辭任又ハ死亡ニ際シシカ勞ヲ謝スルタメ本民團ヨリ感謝狀ヲ贈呈シ之ヲ表彰
○松本京作君 實は私も審査委員の一員でありますましたが田村議員から云はれたやうな意見を持つて居りまして、「在職中辭任又ハ死亡ニ際シ」といふのは、私は之は苟くも一任期以上勤めた上で逝くなつたといふ意味で、さういふ意味に於て「本民團名譽職員ニシテ一任期以上其職ニ在リシ者ニハ」と云つたら、任期満了した本團名譽職に就て解釋されるから夫を避ける爲めには「其職ニ在リシ者ニシテ其ノ次期ノ任期満了或ハ在職中」といふやうに直したいと思ひます

○參事會長（森川照太君）
趣旨は半歳でも一日でも死ぬか辭職するならば感謝狀を出すといふ事ですよ、さうでなければ三百六十四日で辭職した者にやらないで一日しか違はない三百六十五日にはやるといふ事になりますが、民團の議員として苦勞したとすれば夫に謝意を表するのは差支へないと考へます、夫ですからさういふ間で死去又は辭職した人にも差上げるのです、其の任期が満了して再選した時には其の都度出すやうに諒解して居つたのです、半歳でも三日でも在職した人が辭職をし

たら感謝狀を出すといふやうに諒解して居つたのです。

○橋本穂太君 一日でも民團議員であるから感謝狀を出すといふのは私の先程云ひました趣旨とは正反対になります、一任期に於て辭職又は死亡した人には當然の事になりますが、希望としては二任期以上とか或は三年以上といふ事にして頂いたら如何でございませうか。

○參事會長（森川照太君）

先刻から申上げますやうに余り自方を計つたり寸法を切ら盛りしやういふ考へから出發して居らんのです、禮儀上の作法だけの考へで感謝狀を出すといふので、一任期以上とか二任期以上といふやうな秤て計るやうな差別はいらんと思ひます、謝意を表すべきものには半歳でも一年でも任期満了でもい、表するといふ禮儀作法だといふ趣旨に於て此の一條を規定した譯であります、民團が民團議員が議員の職責を盡して去るのに知らん面して「さやうなら」といふ事は、僕は作法でないと思ひます、半歳だから、一日だから、一週間だからといふ差別をつけて考へるべきでないと思ひます、禮を盡すべき條例といふ根本に就て考へて頂きたいのであります。

○橋本穂太君 只今參事會長からのお話でありますたが、一日でも半日でも一年でも出すべきだといふ事でありますたが、民團議員に當選して一度も民團に出ないでも矢張り御在職中は御苦労でありますたといつて出すのですか、常識的に考へて下さる事を願ひます。

○參事會長（遠山猛雄君）
民團議員は必ずしも議場に出て物を言はないでも、一邊も出て來ないでも寐ても起きても家に居ても外に居ても、民團の事で苦勞して居るかも知れません、當然さういふ様に認めて差支へないと思ひます。

○橋本穂太君 森川さんのお話を要するに其の解釋の仕様に依りまして、「其ノ職ニ在ル者」は「名譽職員」に引附くか附かんか判らんが、森川さんの意に従ひますと、「其任期満了」其の次に點を打つて「或ハ在職中」としたら判然します、誤解を避ける爲め判然「任期満了」の後に點を打つて、點がないから今の様な誤解が起ります。

○參事會長（森川照太君）
御尤もです、先刻からさう思つて居ましたから點を入れるやうに致します、「満了」の後に點が、「其任期満了或ハ」の「或ハ」の前に点を句讀を……。

○議長（遠山猛雄君）
活字の誤りにして置きますから、「満了」の後に点を入れて活字の誤りにして置きます、外に御意見ありませんか。

(88)

(87)

(40)

(39)

て參事會長の下に「舊行政委員會議長、舊行政委員會長」夫から同副會長、會計主任、參事會員、其の參事會員の下に「舊行政委員」夫支けが入るのですね。

○小林成夫君 今も會長の御提案案及議長のお話に依りまして、副會長の處に括弧が入りませんが前副會長になりますか。

○參事會長（森川照太君）

夫も要ります、同副會長の處にも入りますな、夫から私が先刻廻及するといふ事を申上げましたが、勿論此の第一條には廻つて行政委員や何かは廻らず第二條にのみ廻る譯になりません、茲に古い名稱を入れて置きますから其處迄廻る事が出来るといふ意味で申上げたやうな譯であります、どうか左様御承知願ひます。

○議長（遠山猛雄君）

今この會長の修正案には御異議ありませんね、外に修正の御意見がありますか、第三條、他に修正の御異議がないものと認めまして第四條に移ります「名譽職員ニシテ其任期中禁錮以上ノ刑ニ處セラレ或ハ公職ノ體面ヲ損ス行爲アリタル者ニ對シテハ之ヲ行ハス、附則、本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス」茲迄。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠山猛雄君）

御異議ございませんか、では之を全體一括して三讀會に移して可否の決を探りたいと思ひますが、御異議ござりますまいか（「異議なし」）御異議ございませんければ可決確定と致します

○田村俊次君 全會一致可決してはいけませんよ、私は此の案に反対ですから——前に云つた通り——私一人の意見かも知らんが……

○議長（遠山猛雄君）

日程第三、昭和十年度居留民團歲入出追加豫算案

○桑原與惣八君 議案はどうなりましたか、
○田村俊次君 議長、採決をする時にはもつと判然して頂きたい、一向に判らないので……
○議長（遠山猛雄君） 建議案、途中で議長を呼ばないで勝手に發言されますから若い議長は迷ひます、先輩の方は御自分で議場を整理して議事を進行して下さいまし、元々、民團名譽職表彰ニ關スル建議案、之は先刻読み上げました、之は御異議ございませんな、御異議ないものと認めまして可決確定と致します。
十分間休息に致します。

午後九時五十五分休息

(46)

(45)

(48)

(47)

○午後十時十二分再開
○議長（遠山猛雄君）

引續いて開會致します、日程第四、第五にあります——建議案が入つて居りますから第三、第四を日程第四、第五と順次直して下さい
日程第四、日程第五之を一括して議題に致します

○參事會長（森川照太君）登壇
日程第四、昭和十年度居留民團歲入出追加豫算案

提案者の御説明を願ひす

○參事會長（森川照太君）登壇
日程第五、昭和十年度居留民團歲入出豫算更正案

提案者の御説明を願ひす

○參事會長（森川照太君）登壇
日程第五、昭和十年度居留民團歲入出豫算更正案

提案者の御説明を願ひす

十年度居留民團歲入出追加豫算表、前年度繰越金が八萬弗増えました、前年度繰越金と申しますが、初めより多少繰越金は増加するだらうといふ事は何時も豫想されて居ります、歲入は常に内輪に見積る事に制限せられる關係は、満洲事變やいろんな事件が續出した爲めに日本租界に於ける支那人が不安の感に襲はれて他租界に移る者が非常に多かつた爲めに、歲入が不安定になりました。一般の景氣にも重大な影響がありますから民團の歲入にも自ら影響があるだらういふ事を見込まるを得ざる状態になりましたから、最近三四四年來は殊に細心の注意を以て歲入を幾分づつ内輪に見積るといふ方針を踏襲して來たのであります、御承知の通り近來關内支那人の戻つて來る者も非常に増加しましたし、日本人の居留民でも幾分往來する人も増えましたが爲めに色々手數料や使用料の自然增收があつた爲め斯ういふ增收がふえたのでありますそこで歳出に此の金をもつて來て、臨時部第一城土木費道路築造費三萬五千八百弗、之は大和街と芙蓉街の舗装をしやうといふのであります、大和街は御承知の通り支那街との境にあります道路を、車馬の往來も可なり頻繁な處で甚だ道路が毀れ易い處で以前から之を舗装しやうといふ考へてあつたのだとさうですが今回之を舗装する事にし、尚芙蓉街の大部分の車道が舗裝されて居ります、其の一部は舗装されて居ますが、詳しい事は後程山本技師より説明致します、大和街は支那街と半分づつになるさうであります、衛生費の器具費の四千弗で携帶用のレントゲンを購入したいのであります、現在のでは携帶用が出来ないさうであります、携帶用のレントゲンがあると動かす事の出来ないやうな病人を診断するにも、携帶用のレントゲンを持つて行つて寫真にする事が出来ます、病氣を診断する上に大變効果があるさうであります、療病院に備へ付けて療病院が診斷に用いる計りでなく、民間の開業醫諸君がお入り用の時には一定の料金でお貸しする事にして、開業醫諸君にも使つて頂く、期ういふ事にしたいといふ事ですから參事會は誠に結構な事と思ひまして、我々居留民の保健上必要な設備であると認めまし

て茲に提案して御贊同願ふ事にしたのであります、夫から修繕費は之は今の療養院の二階に建増をしやうといふのですが、從来公傷患者を收容する部屋がないので巡捕等が怪我をしまして

(49)

る事もありますから公儀患者の部屋が造りたいし、御承知の通り病院で結核防護の爲め肺結核患者を收容して居りますが、夫等の患者及び其の他の患者に日光浴をさせたら良いといふので日光治療設備を、今應接間も事務室も一緒に而かも甚だ場所が狭うござりますから、標本の部屋も造りたいといふ考へでありますし、多くてはありませんが看護婦の、豫備看護婦と云つて看護婦の養成をされて居るさうですが、御承知の通り天津の附添ひ看護婦といふものは實は看護婦にしては申分の多い様な年寄らの婦人が多うござりますから、さういふやうな若し日本人でボツトー看護婦の養成でもなりたいといふ居留民團の事情で斯ういふ希望の有る様な方にも一つの職業を授ける途になる、一方需要の點からも望ましい事であり、居留民が職業を得るといふ見地からも結構な事と思ひますから、養成の爲の教室を一つ拵へて、どうせ其の他にも利用出来ると思ひます、其の部屋と教育に必要な標本や器械や何かも来るやうなお話をせず、さういふ部屋を二階に設けやうといふやうな事で之を提案した次第であります、岬宿所の移轉並下水暗渠改築費といふのは豫め繼續事業となつて居りまするの事業の第二年度分に當るものであ

ります、山口街の暗渠は山口街と橋立街の唧筒所の間に暗渠を造り曲つて福島街を跨街暗渠を改築するといふのであります、之は御承知の通り唧筒所の設備第一期工事として改築致しました、從來のボルト百の三十五馬力しかないのを百六十五馬力の唧筒一台と七馬力半のもので二百馬力、夫にまだ豫定通りにしますと百五馬力の唧筒も二台買入れる事になりますから、其の建設の中に此の繼續があるのであります、偶々向ふの排水唧筒所の唧筒の舊式の五馬力のもの一台不用になつて、今製水會社に貸して居りますが、夫を持つて來て空いてる處に備へ付ける、さうしますと舊式の唧筒が八十五馬力まである、新しい唧筒が百六十五馬力、合計二百五十馬力の唧筒が備へ付けられる事になるのであります、さうすると此の唧筒で以て排出し得る水量は現在の暗渠には相當な雨が降りましても餘力があり過ぎる程になります、そこで今、の橋立街から山口街を福島街迄及福島街を曙街までの暗渠を改築しましたら、相當の豪雨の時にも能く排出し其の方面的雨量を排出し得るやうなものになるだらう、斯ういふ事でありますから、折角夫丈け力があるので水を其處迄送る管を造らないのは不駄な話と考へまして、遇然にも第一期の工事を完成しやうといふ考へになつたのであります、其の結果は偶々田村君の御希望と一致する事になつて提案する事になつたのであります、之に就て一言申上げたいのは我々參事會は年額を専門的見當を樹て、居りません、従つて第三期の分も、二期分を行ふ爲め第三期の分も必ず

昭和十三年第三十五次居留民会临时会议事速记录

(51)

行ふといふ推測をされる事は豫め断つて置きます。充分研究した上で三期の事は我々の間で考慮して次の参事會にお譲りしたいと思ひます、私一個としましては尙此の次工事をします上には種々な點に於て研究を要する點があると思ひます、此の點は一言お断りして置ますが尙此の案を作りましてさうして、茲に提出して置きましたところが、其の後に至りまして、此の豫算の更正表の改正した分をお手許に差上げましたが、何が故に斯うい事が起つたかと申しますと、衛生費の此の改正の方の豫算更正表の支出臨時部の方の第八駁衛生費で四萬五千弗増えたのであります、之は第一分署の新築の模様替の爲であります、之は初めの設計も關係者の節々の御同意を得て決まつたものでありますから、夫て四萬弗といふ事を請求して置きました處、關係筋に於て多數の更迭がありまして、先任の當局者は之て好いと云つたか知らんが前案では到底自分達が見て承認した設計だと云つて後に入る者に引繼ぐ譯にいかない、といふお説で變更した點がありますが五千弗支ての増加で出来るだらうといふ處で落ち着いたのであります、之も餘り明かに申上げる譯にいかない點はお察しに難くないと思ひますが、さういふ譯で多分臨時民會迄に決定は間に合ふまいと思ひましたが、豫算費から出してよいゝですが獨斷の弊を避けるといふ方針から上せて、辛うじて間に合ふ事になりましたから後の豫算表を提出する事になつて甚だや・こしい事になりましたが、さういふ事情でありますから已むを得ざる事情として御諒察を願ひたいと思ひます、さうして合計が八萬弗の自然増收經常部

むを得ざる事情として御諒解を願ひたいと思ひます、さうして合計が八萬弗の自然增收經常部費歳入の増加支けで足りませんので、豫備費の一萬二千八百弗だけ喰ひ込みまして期ういふ数字表にしてありますけれども、採可して頂きたい金は追加豫算の增收の八萬弗と夫から豫備費の金額を一萬一千八百弗、合計九萬一千八百弗、斯ういふ勘定なのであります、専詳しい事は道路の事は山本技師から御説明申しまして、衛生費の方は御質問がありましたら門田技師から説明致します。

○山本技師 先づ追加豫算の土木費の道路築造費の内譯から申上げます、先づ大和街ですが、現在表面で、車道になつて居ります關係上車馬の交通が激しいので、年々二千弗以上の修繕費を要して居ります、他の街路は焦眉の急と存じますが、車馬の交通の多い關係上膠石舗装にするのが最上と思ひます、其の金額が三萬弗掛かります、勿論大和街は支那側と交渉して半額を負擔する事になつて居りますので、牛糞貯穢させたいと思つて居ります、次は芙蓉街ですが、今まで含まれて今施行しつゝあるのが宮島街から松島街、松島街から秋山街の間もアスファルト道路で車馬の交通があつまつて舗装の必要を感じて居ります、豫算を組まれます際に土木費を節約して来年度にお願ひしたいと思つて居ましたが、幸ひ金がありましたから此の道路を実施したいと思ひます、矢張り膠石道路にして面積が狭いのですから五千八百弗で出来ます

17

(54)

○田村俊次君 す、下水暗渠費が三萬三千二百弗になつて居ります、之は山口街の暗渠の全部と福島街の暗渠の一部になつて居ります、四萬弗から差引きました六千六百弗が更正豫算になつて居りますが福島街の一部になつて居ります。

○議長（遠山猛雄君）

御異議ございませんか。

○田村俊次君 此の衛生費の修繕費の七千弗は二階を捨てるのですか。

○參事會長（森川照太君）

さうです。

○田村俊次君 つまり増築ですね、あの建物は共益會の財産で民團が無償で借りてゐる譯ですから二階を捨てるに變なものになります、中の設備は民團がして建築は共益會が出したつてい、てせう、必要ならば民團が出さなくとも共益會が出すべき性質ではないでせうか。

○參事會長（森川照太君）

使用の目的が多く民團に屬してゐる仕事の方に使用されますから、共益會に造つてくれるといふ事が少し無理かと思ふのです、従つてあれを改築とか増築とか云へないから修繕費といふさうです、お役所に於ての金の扱ひ方は相當面倒ですが、さういふ差稱をするのださうであります。

○參事會長（森川照太君）

さつき木下君から話が出来たが、屍體解剖室とか屍體收容室とかいふものを構内に造らせてせうが、民團が造つたとすれば此處迄が民團の建築物で此處は共益會と民團の建築物であるといふ事はありはしませんか、混同のやうな工合に……。

○參事會長（森川照太君）

屍體收容室とか屍體解剖室は、共益會の仕事と云ふものは日本人のみに限るものですから民團の仕事になりませんが、日本租界の公用のものであるといふ見地から考へたら民團のものになります、夫から共益會と民團は決だよ、こしい關係にありますから、元々分べからざるものであります、其の分べからざるもの的事情已むなく分つて來たのであります、今日になつて見るところ益會は日本人のみの爲めにする事業の爲めに必要でありますから潰して丁ふ譯にいかない、本來ならば一體のものと思つて居るものを民團、共益會と別のものと考へないやうに私は心懸けて居ります、兩方で區分を減築苦茶にしてい、とは思ひませんが、明かにすべきは明かにしてい、が仕事等は一つ心で進んでい、と思ふといふ根本方針にして進んで行つて居ります、さういふ氣持でありますから下が共益會で二階が民團であつても差支へないと思つて此の案を提案したのであります。

(55)

○田村俊次君 議論になりますが、會長のお考へは同感です、併し共益會でも民團と關係が別になつて居ります、會長自身のお考へは結構ですが、民會に於ての民團は共益會と民團は區別するのであります、民會なるものは共益會と關係ありません、民團は民會の行政機關であるから參事會が同一であると見做してしたとすれば民會に對して非常に工合が悪い、私の云ふのは民會に對する相談は共益會と民團は完全に區別して置かないと法規が許さない。

○參事會長（森川照太君）

私はこゝで同じつもりであるといふ目で見て行きますが、何もめらやくちやにして好いといふ考へはありません、其の考へは我々は同感であります、此の場合に於ても下が共益會であり二階が民團といふやうに判然と區分があると思ひます、御注意の点は承認しました、根本の精神は右のやうな事で貴下の御指摘になるやうな、民團共益會の區別を誤るやうな事はありません。

○理事（小栗盛太郎君）

一寸私は會長の御説明を補足致しますが、此の病院の修繕費は本年の豫算にも六千弗といふ此の修繕費を取りまして、さうして此の病室と日光浴室の増築を目的として修繕費はあつたのです、此の時には民會も矢張り此の趣旨をお認めになりましたで御決議になつた、而うして病室丈けが三千弗ですが、其の三千弗は工事の施行期に着手しましたが、時恰も公傷患者室といふものをどうしても造らなければならぬ、之を造るには二階に増築した方が便宜だといふ事になりました爲め、先に御決議になつて居る日光浴室も下の病室と續きに建てる計画であります、が、無論下よりは二階の方が日光浴室としては適當である、公傷患者室を二階にするといふ事を機會に致しまして、大での三千弗を二階の方に移す期といふ事の、いさつになつて居るのあります、さうでありますから病院の共益會の建物に對して増築するといふ事は共益會から出されるといふ御説も之は一つの御説であります、前からの關係上共益會の建物に増築した日光浴室も矢張り修繕費を出してゐる、といふ建前がありますから、此の事は共益會の諒解を得て置きましたから修繕費として計上した次第であります、一寸補足して置きます。

○田村俊次君 病室を張り出すとか修繕をするとか云ふのは規約の中にあると思ひます、民團が使用するから民團で經費を出したものは民團の財産になる、株一本でも民團の財産である、さうするといふと民團の財産に上げる譯であります、民團の財産で一一別に株を建てた場合は張り出すとか、あの模様替は構ひませんが、一一株を別けて持た場合ははつきり、共益會で建築費を出さなければ、民團の財産目録に入れなければならない、此の案に就ての反対意見ではあります、斯ういふ議論なり意見があるといふ事を御参考に申して置きます。

○參事會長（森川照太君）

(56)

○參事會長（森川照太君）

私はこゝで同じつもりであるといふ目で見て行きますが、何もめらやくちやにして好いといふ考へはありません、其の考へは我々は同感であります、此の場合に於ても下が共益會であり二階が民團といふやうに判然と區分があると思ひます、御注意の点は承認しました、根本の精神は右のやうな事で貴下の御指摘になるやうな、民團共益會の區別を誤るやうな事はありません。

○理事（小栗盛太郎君）

一寸私は會長の御説明を補足致しますが、此の病院の修繕費は本年の豫算にも六千弗といふ此の修繕費を取りまして、さうして此の病室と日光浴室の増築を目的として修繕費はあつたのです、此の時には民會も矢張り此の趣旨をお認めになりましたで御決議になつた、而うして病室丈けが三千弗ですが、其の三千弗は工事の施行期に着手しましたが、時恰も公傷患者室といふものをどうしても造らなければならぬ、之を造るには二階に増築した方が便宜だといふ事になりました爲め、先に御決議になつて居る日光浴室も下の病室と續きに建てる計画であります、が、無論下よりは二階の方が日光浴室としては適當である、公傷患者室を二階にするといふ事を機會に致しまして、大での三千弗を二階の方に移す期といふ事の、いさつになつて居るのあります、さうでありますから病院の共益會の建物に對して増築するといふ事は共益會から出されるといふ御説も之は一つの御説であります、前からの關係上共益會の建物に増築した日光浴室も矢張り修繕費を出してゐる、といふ建前がありますから、此の事は共益會の諒解を得て置きましたから修繕費として計上した次第であります、一寸補足して置きます。

○田村俊次君 病室を張り出すとか修繕をするとか云ふのは規約の中にあると思ひます、民團が使用するから民團で經費を出したものは民團の財産になる、株一本でも民團の財産である、さうするといふと民團の財産に上げる譯であります、民團の財産で一一別に株を建てた場合は張り出すとか、あの模様替は構ひませんが、一一株を別けて持た場合ははつきり、共益會で建築費を出さなければ、民團の財産目録に入れなければならない、此の案に就ての反対意見ではあります、斯ういふ議論なり意見があるといふ事を御参考に申して置きます。

○參事會長（森川照太君）

よく伺つて置きます。

○田村俊次君 民團の使ふるものだから共益會の諒解なしに済えるといふ事は場合に依つていけないと……。

○參事會長（森川照太君）

共益會の承諾なしにはやりません。

○牧尙一君 山本書に一寸お伺ひしますが、大和衝は人道の處から出た處ですか。

○山本技師 河口から旭衝迄全體です。

○牧尙一君 支那側からの修繕費の折半した費用を、道路修繕費を負担するといふのはあれはどうなるのですか、全部民間でやつてもいいのですか。

○山本技師 三萬弗は全体の費用として折半すれば一萬五千弗づになりますが、支那側に交渉した上でなければ確とした事は申上げられませんが、從來の例に依るるにさうなつて居りますして昭和六年に例があります、當然承知するだらうと思ひます。

○牧尙一君 判りました。

○議長（遠山猛雄君）

外に御意見はございませんか、大した御意見もなささうですが、御意見がございませんければ

此の兩案を一括して二讀會で一・三讀會を省略して一決を採りたいと思ひますが御異議ありますか、「異議なし」と呼ぶものあり反対の方はございますまい、夫では兩案を一括して可決確定と致します。

日程第六、埠頭規則中改正ノ件

提案者から御説明願ひます。

○參事會長（森川照太君）登壇

「一」は此の第十一條中に讀んで字の如く増す時の事が含まれて居りませんが、増す事のある場合が起つて来ましたから「増ス」といふ意味を加へました、「二、別表埠頭ニ關スル諸料金中三、埠頭使用料ノ次ニ左ノ通り加フ、四、埠頭渡船場使用料、本使用料ニ關スル件ハ參事會ニ於テ之ヲ決定ス」之は日本租界と伊太利租界との間に渡し場が從來任意契約のやうになつて居りましたが、伊太利租界は日本租界との交通が大變増加して來たので渡船を利用するものが非常にふえまして、渡船業者の收入が激増して居るといふ事から任意契約に依つてやるよりは公入札に依つてやる方がいい、だらうといふ議論も出来まして、結果斯ういふ方法に依つてやる事に致しました、從つて當然ならば使用料といふものを設けまして其の使用料の規定に依つて定めるのですが、之は公入札で定まるのですから増したり減つたりしますが、夫は參事會に任して頂か

(58)

(57)

(60)

(59)

ないと出来ませんから、參事會に一任して頂きたいといふ規定して頂きたいので提案しました「増」といふ場合も夫から起つたのであります、第三は例の通りであります。

○議長（遠山猛雄君）

簡単な案のやうでございますが何か御意見ござりますか、御異議なささうでござりますから讀會省略して可決確定と致します。

○牧尙一君 総算表の方を一寸、渡船使用料は從來あらませんね、十月一日から金が入つたら何處に入れるのですか、雑収にでも入れますか。

○參事會長（森川照太君）

今年は雑収でせう。

○牧尙一君 決めた以上は矢張り項目を作つて頂かなければ……

○平野書記 使用料の方に、埠頭使用料を入れて置きます。

○牧尙一君 渡船場といふ名稱が出来ましたのに同じ埠頭使用料といふのを使つて……、規程が出来ますれば渡船場の爲めに使用料といふものが出来た譯であります、後でおやりになりますか、會長夫て宜しうござりますか。

○參事會長（森川照太君）

よく知らないが、夫て好いでせう。

○牧尙一君 後で考慮なつたら、一せうが、御注意迄。

○參事會長（森川照太君）

大きに有り難う、承知しました。

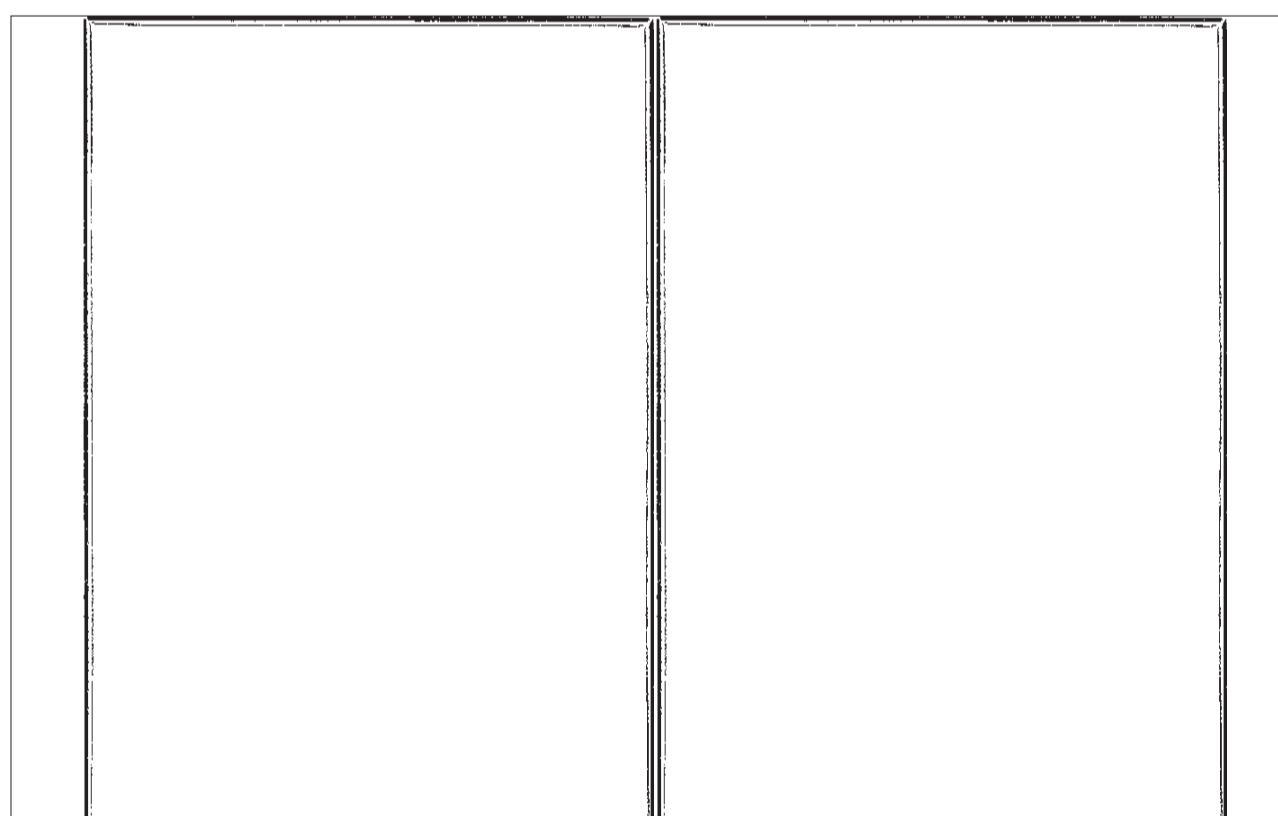
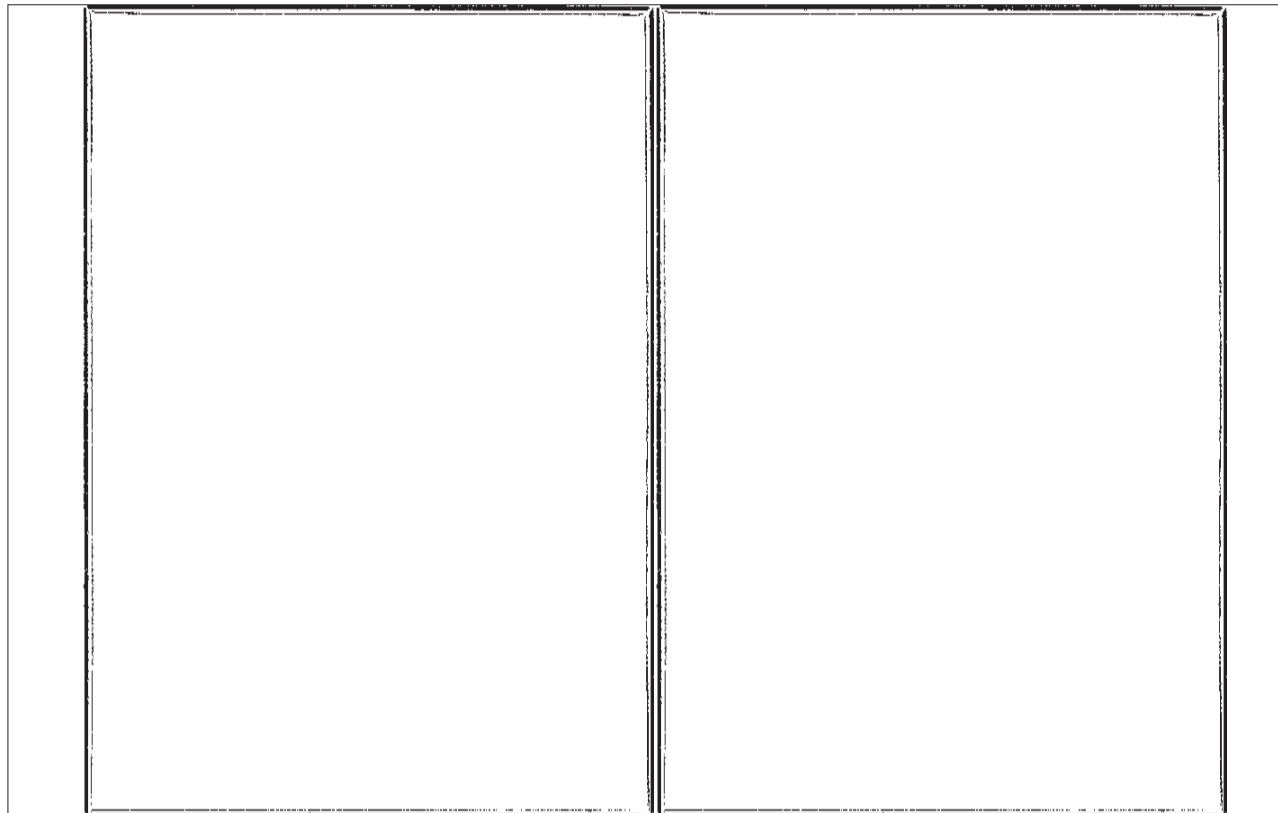
○議長（遠山猛雄君）

外にありますければ讀會省略可決確定と致します。

之で本臨時民會の議案は全部終了しました、之で閉會に致します。

○參事會長（森川照太君）

午後十一時閉會



昭和十年第三十五次居留民會臨時會議事速記録附錄

昭和十年第三十五次居留民會臨時會議事速記録附錄

水サルヘシ
ニ供給セラル・水ハ量水器ヲ通過セサル機特別装置(バイバスピア)ヲ通シテ送

昭和十年第三十五次居留民會臨時會議事速記録附錄

昭和十年第三十五次居留民會臨時會議事速記録附錄

(二) 對天津濟安自來水公司契約更新の件

一、本年九月三十日ヲ以テ滿期トナルヘキ對天津濟安自來水公司契約ヲ別記ノ通り更改繼續スルコト

一、前項ニ關スル手續一切ヲ參事會ニ一任ノ事

對天津濟安自來水公司水道給水契約案(譯文)

一九三五年一月 日中華民國天津ニ於テ天津日本居留民團(以下民團ト稱シソノ後繼者及被讓者ヲ包含ス)ヲ一方トシ一九一五年十二月四日附一九三五年九月卅日滿期ノ契約ニ基キ一九一五年十月一日以來給水中ノ在天津濟安自來水公司(以下公司ト稱シソノ後繼者及被讓者ヲ包含ス)ヲ他方トシテ現行契約滿期後次ノ條件ニテ給水繼續ノ契約ヲ締結ス

第一條 公司ハ從前通り最良ノ溝通水ヲ民團ニ給水スルコトヲ繼續スヘシ且民團ハ一九三五年十月一日ヨリ十箇年間民團ノ布設シ所有スル水道鐵管ヲ通シテ民團カ日本租界内

(62) 第二條 居住消費者ニ給水スル水量全部ヲ公司ヨリ購買スルコトヲ約ス
且本契約更新ノ問題ハ一九四四年九月卅日ヨリ延長スルコトナク民團、公司間ニ於テ解決サルヘシ

第三條 民團ハ給水サレタル水量ニ對シ公司ノ水道本管ト民團ノ水道本管ヲ接續スル地點ニ於テ民團カ設置セル量水器ノ表示セル水量ニ從ツテ毎毎千ガロンニツキ中國銀弗四拾仙ノ割合ヲ以テ公司ニ支拂フヘシ

第四條 公司ハ相互當事者ニ便宜ナル時ニ於テ何時ニモ民團代表者立會ノ上該量水器ヲ試験スルノ権利ヲ保留シ相互當事者ハ其ノ試験ノ結果ニ服從スルコトヲ約ス
或ル月中何時ニテモ量水器カ計水表示ヲ中止スルコトアラハソノ月中ニ量水器ヲ通シ消費サレタル水量ハ其ノ前月ノ消費水量ト同一ニ計算サルヘシ

第五條 本契約締結後公司カ給水スル支那街及外國租界ノ公私消費者ニ對シ公司カ目下徵收シツ・アル料金ニ一般の値下ヲ行フ場合ニハ民團ニ請求スヘキ前記ノ料金ハ同一ノ割合ヲ以テ輕減セラル可キモノナリトノ義ハ關係當事者間ニ相互了解セラレ且契約

セラル

第五條 日本租界内ニ出水ノ際公司ハ消防ニ使用サル・水ヲ無料ニテ供給スヘシ火災ノ場合

斯ノ場合ニ於テ民團ハ不必要ニ水ヲ浪費セサルコトニ盡力スヘシ
十四日以内ニ一九三三年三月八日中國國民政府ヨリ公布サレタル銀本位貨幣法ニテ定メラレタル中國銀弗ニテ支拂ハルヘシ

第六條 本契約期間滿了後民團ハ更ニ拾タ年間同一條件ニテ之ヲ延長スルノ選擇權利ヲ有ス

第八條 公司ハ少クモ一ヶ月毎一回水ノ化學的分析及細菌的試驗ヲ執行シゾノ結果ヲ民團ニ報告スヘシ

第九條 民團ハ公司ノ許可ナクシテ目下公司ヨリ給水シ、アル日本租界周圍ニ於ケル地方ノ居住民ニハ其何人タルニ論ナク水ヲ賣與セヌ尙又日本租界ヨリ其ノ境界ヲ越エ附近ノ地方ニ公司ト競爭シテ賣水スル目的ニテ賣水者及其他人々冷水ヲ激出スルコトヲ適當ナル且合法的方法ヲ以テ防止スヘキコトヲ茲ニ契約シ且保證ス

第十條 民團ハ公司水道工場ヲ檢閲スルカ爲ニ正當ナル紹介狀ヲ有スル代表者若クハ使用人ヲ何時ニテモ隨意ニ派遣スル権利ヲ有ス
左記立會ニテ天津日本居留民團捺印ヲナス
右證左トシテ一九三五年月日前記當事者ハ本文ニ通ス作成シ各自一通ヲ保存スルモノナリ

第十一條 本契約ハ兩當事者ノ後繼者及被讓者ノ爲ニ持續シ且此等ヲ拘束ス
モノナリ

第十二條 參事會長森川照太、理事小栗盛太郎署名ノ證左トシテ
立會人 署名
理事 署名

重役會ノ指令ニヨリ左記立會ニテ天津濟安自來水公司捺印ヲナス

全 署名
理事代理 署名
署名

右重役ジエ・アル・ハーバー及ホマー・ル並ニ理事代理エ・エツチ・ラトクリフ署名ノ證左トシテ

AGREEMENT BETWEEN THE JAPANESE MUNICIPAL AND THE TIENSIN
NATIVE CITY WATER WORKS COMPANY, LIMITED.

This Agreement made at Tientsin in the Republic of China this day of One Thousand Nine Hundred and Thirty-five BETWEEN
THE JAPANESE MUNICIPAL COUNCIL of Tientsin aforesaid (hereinafter called "The Municipality" which expression shall include its Successors and Assigns) of the one part and THE TIENSIN NATIVE CITY WATER WORKS CO., LTD. also of Tientsin aforesaid (hereinafter called "The Company" which expression shall include its Successors and Assigns) of the other part WHEREAS the said Company having supplied the said Municipality with water since the first of October 1915 under an Agreement dated 4th December 1915 expiring on the 30th September 1935 the Parties hereto agree that this service shall be continued after the expiry of the existing Agreement on the following terms and conditions viz:—

(66) Article 1. The Company shall continue to supply the Municipality with best filtered water as heretofore, and the Municipality agrees to purchase from the Company all the water supplied by the Municipality to Consumers resident in the Japanese Concession through pipes owned and laid by the Municipality for a period of ten years from the first day of October in the year One Thousand Nine Hundred and Thirty-five and the question of the renewal of this Agreement shall be settled between the Municipality and the Company not later than the Thirtieth day of September in the year One Thousand Nine Hundred and Forty-four.

Article 2. The Municipality shall pay the Company for water supplied at the rate of Forty Chinese Standard Silver Dollar cents per thousand gallons in accordance with the readings of the water-meters placed by the Municipality at the junctions where the main pipes of the Company join with those of the Municipality.

Article 3. The Company reserves the right at any time convenient to both

(65) This Agreement made at Tientsin in the Republic of China this day of One Thousand Nine Hundred and Thirty-five BETWEEN
THE JAPANESE MUNICIPAL COUNCIL of Tientsin aforesaid (hereinafter called "The Municipality" which expression shall include its Successors and Assigns) of the one part and THE TIENSIN NATIVE CITY WATER WORKS CO., LTD. also of Tientsin aforesaid (hereinafter called "The Company" which expression shall include its Successors and Assigns) of the other part WHEREAS the said Company having supplied the said Municipality with water since the first of October 1915 under an Agreement dated 4th December 1915 expiring on the 30th September 1935 the Parties hereto agree that this service shall be continued after the expiry of the existing Agreement on the following terms and conditions viz:—

Parties to test the water-meters in the presence of a Representative of the Municipality and both Parties agree to abide by the results of such tests. In the event of a water-meter failing to register for any time during any particular month, the water consumed through that meter during that month shall be reckoned to be equal to that of the preceding month.

Article 4. It is mutually understood and agreed between the parties concerned, that the event of the Company after the signing of this contract making any general reduction of the water rates at present charged to private and official consumers of the City and Foreign Concessions supplied by the Company, then the above rate charged to the Municipality shall be reduced accordingly in the same proportion.

Article 5. In the event of a fire occurring inside the Japanese Concession the Company shall supply water free of charge for the extinguishing of such fire. The water to be supplied in case fire shall be delivered through a special by-pass pipe, so that such water will not pass

(68) Article 6. Readings of the water-meters shall be taken at the end of such month in the presence of the Representative of the Parties hereto, and all bills shall be payable within fourteen days after presentation in Chinese Standard Silver Dollars as defined in the Standard Silver Dollar Coinage Law as promulgated by the National Government of the Republic of China on March 8 1935.

Article 7. The Municipality shall have the option of extending the Agreement for a further period of ten (10) years after its expiration on the same terms and conditions.

Article 8. The Company shall carry out chemical analysis and bacteriological examination of the water at least once a year and report results to the Municipality.

Article 9. The Municipality hereby agrees and guarantees that it will not sell water without the Company's sanction to any inhabitant of the districts

now served by the Company surrounding the Japanese Concession and that it will by all reasonable and lawful means prevent the transportation of cold water from the Japanese Concession across the boundary thereof such surrounding districts by dealers or others for sale in competition with the Company in such districts.

Article 10. The Municipality shall have the privilege of despatching its Representative or Employee, duly introduced, at any time it desires for the inspection of the Company's works.

Article 11. This Agreement shall endure to the benefit of and be binding on the Successors and Assigns of the Parties hereto.

IN WITNESS whereof the said Parties hereto have executed these presents in duplicate this _____ day of _____ in the year One Thousand Nine Hundred and Thirty-five, one copy to be held by each of the Parties hereto.

The seal of the Japanese Municipal Council of Tientsin
has been hereto affixed in the presence of:

(69)

(70)

Witness.....	Witness.....
Chairman of the Japanese Municipal Council of Tientsin	Chairman of the Japanese Municipal Council of Tientsin
Secretary of the Japanese Municipal Council of Tientsin.	Secretary of the Japanese Municipal Council of Tientsin.
Witness.....	Witness.....

The seal of the Tientsin Native City Water Works Co., Ltd. has been hereunto affixed in pursuance of a direction of the Board and in the presence of:—

Directors

Acting Secretary

Witness to the signatures of the said Directors
J. R. Harter and Homer Lin and Acting
Secretary A. H. Ratcliffe.

Witness

(71)

(72)

(1) 民團名譽職表彰規程案	
第一條 本民團名譽職員ニシテ一任期以上其職ニ在リシ者ニハ其任期満了、或ハ在職中辭任又ハ死亡ニ際シ之カ勞ヲ謝スルタメ本民團ヨリ感謝狀ヲ贈呈シ之ヲ表彰ス	
第二條 名譽職員ニシテ特ニ功績顯著ナル者ニ對シテハ民會ノ決議ニヨリ相當ノ方法ヲ以テ之ヲ表彰スルコトヲ得	
第三條 本規程ニ於テ名譽職員ト稱スルハ參事會長、同副會長、會計主任、參事會員、民會議員、同副議長、民會議員、會計檢查委員、及一ヶ月以上繼續セル特別委員會委員トス	
但シ特別委員會委員ノ場合ヲ除キ一人ニテ二種以上ノ名譽職ヲ兼スル者ニ對シテハ其内最セ厚キ職ニツキテノミ之ヲ行フ	
第四條 名譽職員ニシテ其任期中禁錮以上ノ刑ニ處セラレ或ハ公職ノ体面ヲ損ヌヘキ行爲アリタル者ニ對シテハ之ヲ行ハス	
附 則	
本規程ハ發布ノ日より之ヲ施行ス	

(74)		(75)	
天津居留民會 議長遠山猛雄殿		(三) 民團名譽職表彰ニ關スル建議案	
(四) 昭和十年度居留民團歲入出追加豫算		一、昭和十二年民團創立滿三十週年ヲ期シ民團名譽職表彰規程第二條ニ據ル表彰ヲ行フコト 二、前項ニ關スル被表彰者ノ證銜並ニ其表彰方法ニツキテハ參事會ニ之ヲ一任スルコト 事會ハ適宜ニニ關スル審查委員會ヲ設クルコトヲ得 右建議ス	
銀八萬弗也	歲入	昭和十年九月二十五日	
計銀八萬弗也		賛成者 民會議員	桑原與懇八
銀八萬弗也	歲出	菊木同 池下同 新秀同 一良同	小松上同 林本田澤 成京作茂昇
計銀八萬弗也			
(五) 昭和十年度居留民團歲入出豫算更正			
銀五拾七萬七千四百九拾參弗〇七仙也	歲出		
銀四拾五萬六千參百貳拾弗九拾參仙也			
計銀壹百〇參萬參千八百拾四弗也			

(76)		(75)	
一、議員三十名		(六) 埠頭規則中改正ノ件	
二、會期一日(昭和十年九月二十五日)		埠頭規則中左ノ通り改正ス 一、第十一條但書中「減免」トアルヲ「増減又ハ免除」ト改ム 二、別表埠頭ニ關スル諸料金中三、埠頭使用料ノ次ニ左ノ通り加フ 四、埠頭渡船場使用料 本使用料ニ關スル件ハ參事會ニ於テ之ヲ決定ス 三、附則ニ左ノ一項ヲ加フ 本條例ハ昭和十年十月一日ヨリ之ヲ施行ス	
一、議長及會議係			
速記書記	議長 副議長		
山村下圭子	理事 小栗盛太郎 澤省助 山猛雄		
秀			